
神栖市 次世代育成支援地域行動計画

後期計画（平成 22～26 年度）

平成 22 年 3 月

茨城県 神栖市

(白 紙)

は じ め に



現在、わが国においては、急速に少子化が進行しており、その背景には、仕事と子育ての両立できる環境整備の遅れや子育てに対する経済的負担の増加、結婚に対する価値観の変化などさまざまな要因があります。

市では、こうした要因を緩和するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月、当時の神栖町と波崎町がそれぞれ「次世代育成支援行動計画 前期計画」を策定し、子どもを安心して生み、育てるための環境づくりの推進を図ってきたところであります。

このたびは、少子化の背景を踏まえ前期計画を見直し、市の子育て家庭を取り巻く現状や、昨年度、実施した市民のアンケート調査により得られた課題をもとに、今後めざしていく子育て支援のあり方や具体的な目標について検討を重ね、後期計画を策定いたしました。

市では、地域のさまざまな人々や子育て家庭がしっかりと手をつなぎ、子どもたちの成長をみんなで支え、応援し、子どもが健やかに育ち、子育てが本当に楽しいと思えるまちづくりをめざしています。保育をはじめとする福祉、教育、雇用、労働、医療、男女共同参画、地域社会のあり方など多くの分野において、きめ細やかな対応ができるよう、地域の方々とともに総合行政を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました「神栖市次世代育成支援行動計画地域協議会」の委員の皆様や多くの市民の方々、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

神栖市長 保立一男

(白 紙)

目 次

第Ⅰ部 計画の策定にあたって

第1章 行動計画の概要	1
第1節 行動計画策定の背景及び趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の期間	7
第4節 計画策定にあたって	7
第5節 計画の構成	8
第2章 子育て家庭を取り巻く現状	9
第1節 本市の概況	9
第2節 児童数と子育て世帯の動向	13
第3節 市の子育て支援及びサービスの状況	15
第3章 基本課題の整理	20
第1節 子育て家庭の生活実態と意識の変化	20
第2節 前期計画の評価	25
第3節 後期計画にむけた取り組み・基本課題	27

第Ⅱ部 計画の基本的な考え方

第1章 計画のフレーム	29
第1節 人口推計	29
第2節 保育サービスの整備見込み	31
第2章 基本理念	33
第1節 基本理念（めざす姿）	33
第2節 基本方針（めざす姿を実現するための考え方）	35
第3節 基本目標（めざす姿を実現するための取り組み方）	36

第Ⅲ部 施策の展開

施策体系	41
基本目標1 子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します.....	42
施策1-1 地域ぐるみで子育てを応援する体制の整備.....	42
施策1-2 子育て家庭の交流の場や機会づくり.....	44
施策1-3 地域での子どもの居場所づくり.....	45
基本目標2 子どもの権利を守り、「生きる力」を育みます.....	47
施策2-1 子どもの個性を育む活動の推進.....	47
施策2-2 学校教育の推進.....	51
施策2-3 就学前・幼児教育の推進.....	53
施策2-4 次世代を育む親の育成.....	55
施策2-5 子どもへの虐待防止.....	56
施策2-6 いじめ・不登校への対応.....	58
基本目標3 母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します.....	59
施策3-1 子どもや母親の健康の確保.....	59
施策3-2 子どもへの医療対策の充実.....	63
施策3-3 思春期保健対策の推進.....	65
施策3-4 食育の推進.....	66
基本目標4 安心して子育てのできるサービス・支援の充実を図ります.....	68
施策4-1 家庭教育の向上.....	68
施策4-2 相談・情報提供体制の整備.....	70
施策4-3 多様な保育サービスの提供.....	71
施策4-4 多様な生活を選択できる子育ての推進.....	74
施策4-5 ひとり親家庭への自立支援.....	76
施策4-6 特別な支援を必要とする子どもへの対応.....	77
施策4-7 子育てに対する経済的支援.....	79
基本目標5 子どもや子育て家庭に配慮のある まちづくりをすすめます.....	82
施策5-1 子育てにやさしい生活環境の整備.....	82
施策5-2 犯罪や交通事故等のない安全なまちづくり.....	83
施策5-3 施設の整備の推進.....	85
施策5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	87
ライフステージの視点に基づく施策展開	88

第Ⅳ部 計画の推進

第1章 計画の周知	91
1 子どもへの周知.....	91
2 市民・団体等への周知.....	91
第2章 計画の推進体制	92
1 行動計画の推進について.....	92
2 進捗状況の点検・評価の実施について.....	93

資 料 編

1 策定経過.....	97
2 設置要項.....	98
3 委員会名簿.....	100

(白 紙)

第 I 部 計画の策定にあたって

(白 紙)

第1章 行動計画の概要

第1節 行動計画策定の背景及び趣旨

近年の、わが国における少子高齢化の進行は、高齢人口の増加と年少人口の減少という人口構造の変化をもたらしており、平成20年の合計特殊出生率は1.37となる等、次世代を担う人材の減少や経済社会の将来に与える影響が懸念されています。

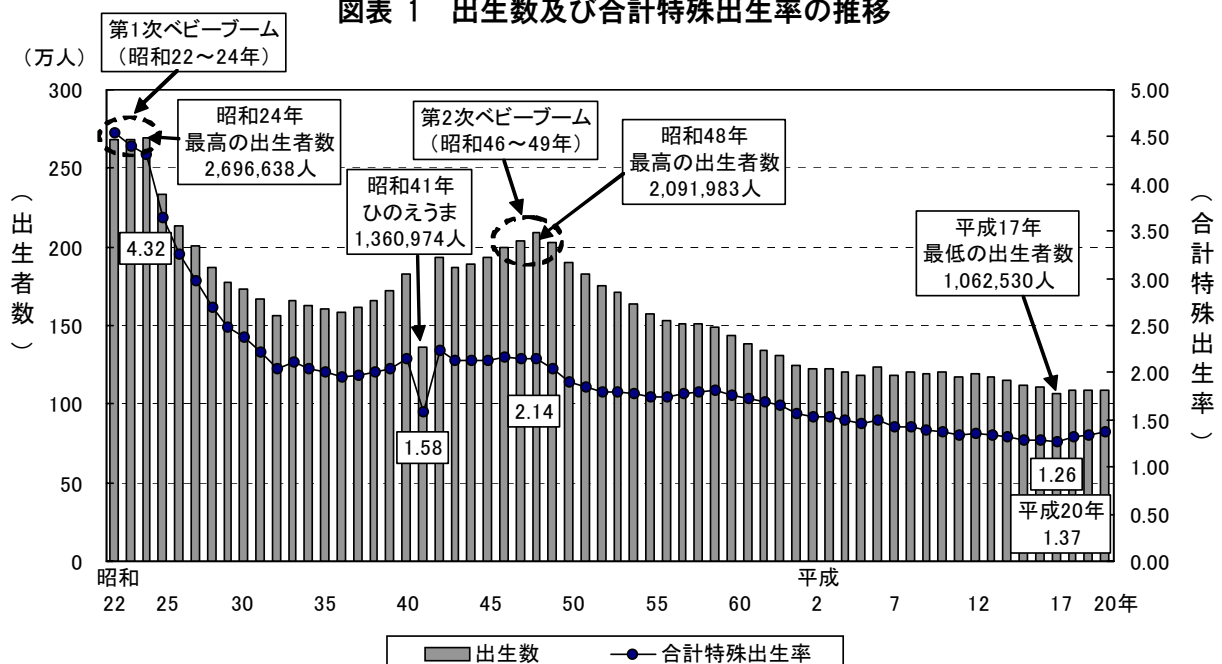
神栖市における出生率は、県内でも上位にあります。将来的には減少も懸念されます。

こうした事態に取り組むために、国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、予想以上の少子化の進行が見られることから、平成18年に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図っています。平成19年にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を二本の柱とする新たな対策の必要性が指摘されました。

この「神栖市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」では、前期計画において残された課題及び新たな課題、国の新たな対策を踏まえ、神栖市において、今後めざしていく子育て支援のあり方や具体的な目標を定め、地域や家庭で子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることのできる社会の実現に向け、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として策定します。

図表 1 出生数及び合計特殊出生率の推移



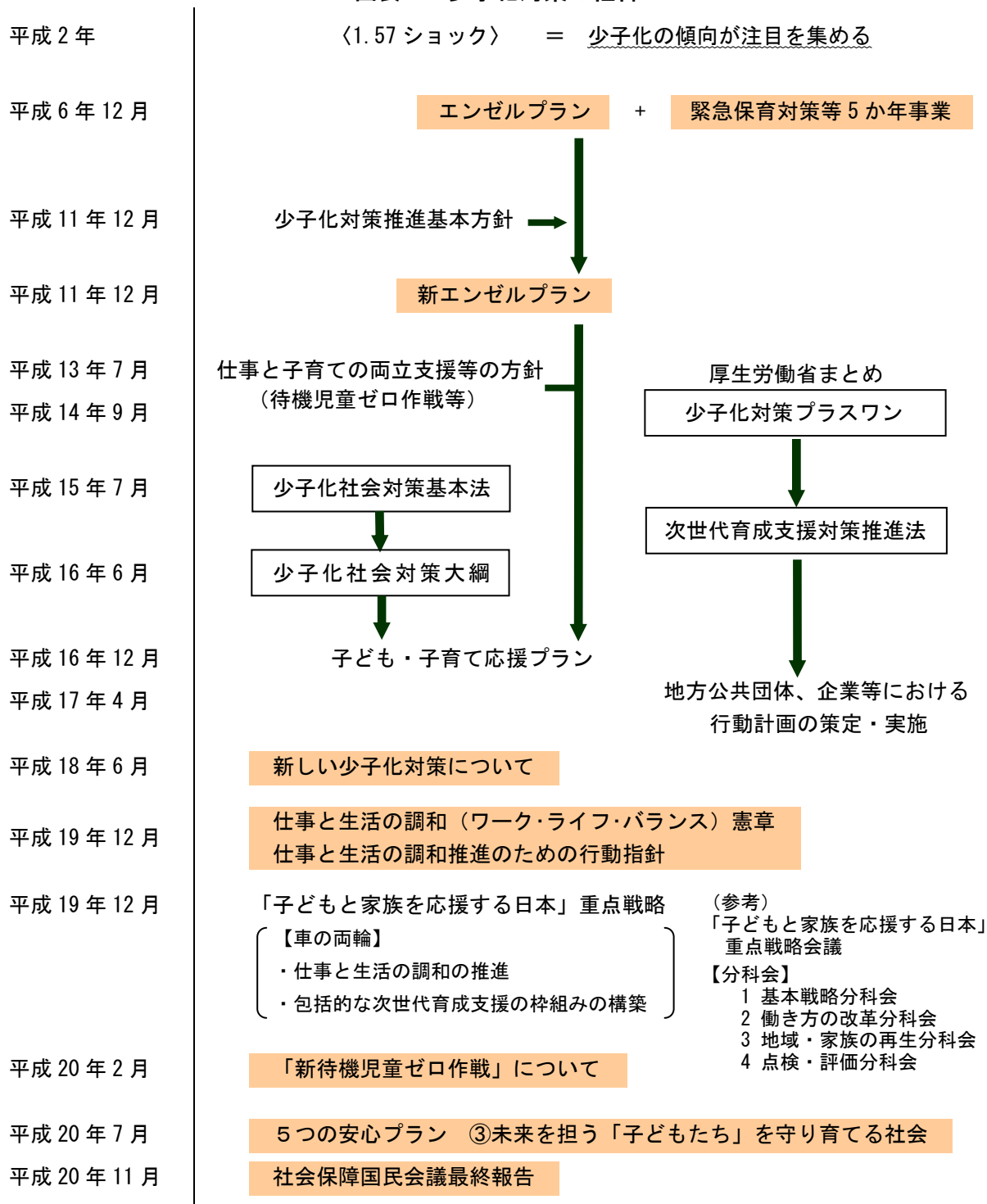
資料：人口動態統計（厚生労働省）

1 少子化対策の経緯

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、本格的な少子化対策が進められ、法的な整備が図られてきましたが、人口動態統計では、平成20年の合計特殊出生率は1.37となる等、全国的に少子化の進行がみられます。

近年では、「働き方の見直し」といった雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

図表 2 少子化対策の経緯

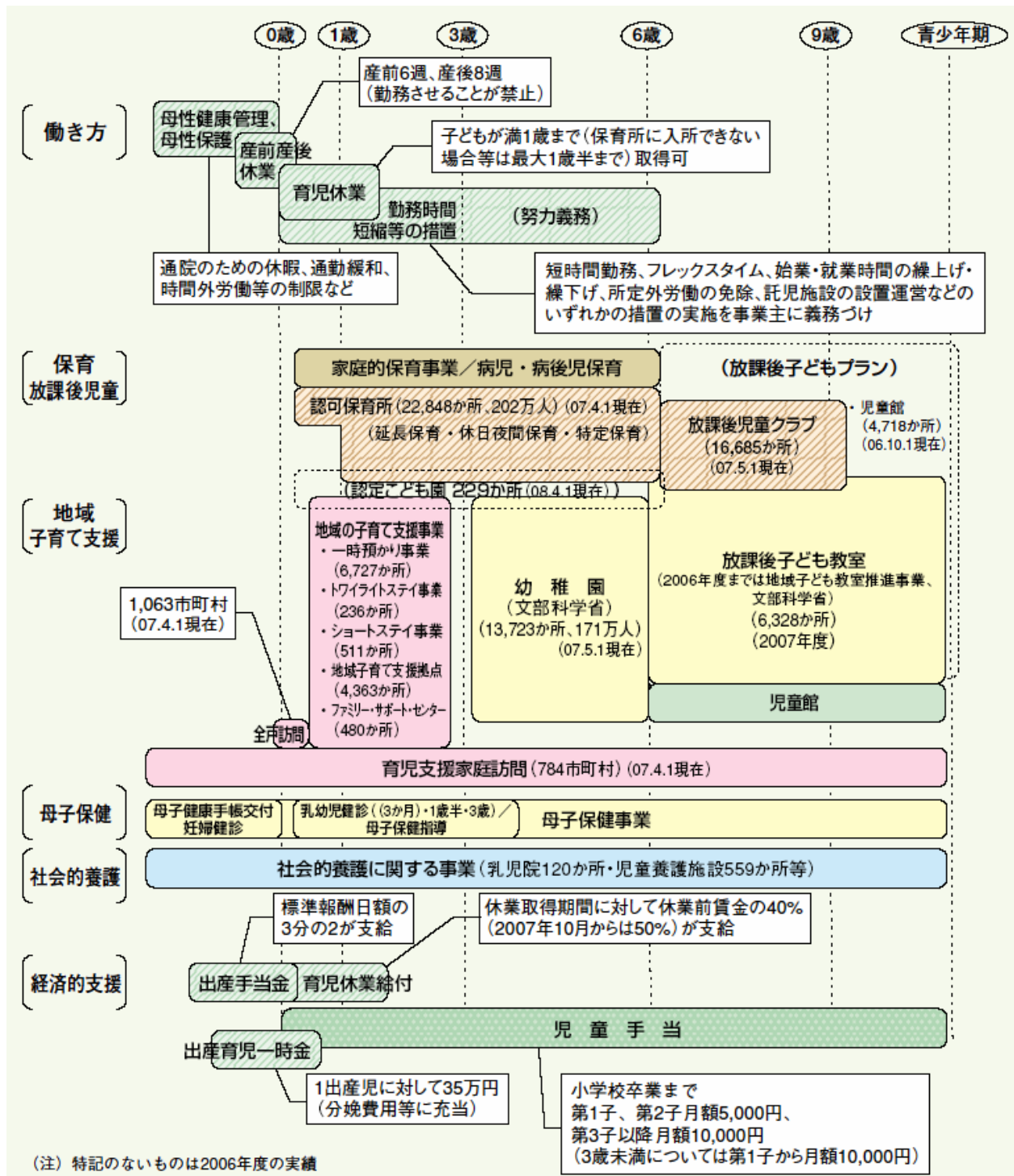


資料：平成 21 年度少子化社会白書（内閣府）

2 子育て家庭を取り巻く制度について

「次世代育成支援対策推進法」の制定から今日まで、国においてはさらなる次世代育成支援対策、少子化対策として、子育て家庭支援の取り組みを強めており、特に近年では、多様な働き方の選択と結婚や出産・子育てとが二者択一にならないよう、社会的な制度や地域の子育て支援サービス基盤を整備していくことが求められています。

図表 3 子育て家庭を取り巻く制度



資料：平成20年度厚生労働白書（厚生労働省）

3 計画の基本的な視点

次世代育成支援地域行動計画の策定にあたっては、平成15年（2003年）に国が示した指針では、計画策定に関する基本的事項として8つの視点が示されましたが、後期行動計画の策定にあたっては、新たに「仕事と生活の調和実現の視点」が加わりました。

国の示す計画の基本的な視点は、次のとおりです。

（１）子どもの視点

すべての子どもの人権と利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、個性を発揮し、自立心や社会性を養い、思いやる心を育むことができるよう、子どもの生活にゆとりを確保し、のびのびと成長できる教育を進めます。また、自然とのふれあいの機会、多様な体験の場等の提供により、子どもが健やかに育っていける環境づくりを整備します。

（２）次代の親づくりという視点

子育てにより成長するのは、子どもだけではなく、子育てを通じ、親もまた日々成長していきます。次代に親となる男女が、子育ての大切さや喜び、楽しみを感じ、親としての自覚と責任を持ち、子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。

（３）サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の必要状況も多様化しているため、子育て家庭の就労形態による特性を踏まえながら、個別の利用意向に柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立って、総合的に取り組みます。

（４）社会全体による支援の視点

基本的に子育ては家庭で責任を負うものですが、家庭の養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭で解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として考え、支援していきます。

（５）仕事と生活の調和実現の視点（後期計画よりの新たな視点）

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するために、本市らしい仕事と生活の調和について実現のあり方を、市や企業をはじめとする関係機関が連携して取り組み、子育てをしながらでも安心して働くことができるなど、自分らしく暮らすことのできる環境づくりを推進します。

（６）すべての子どもと家庭への支援の視点

核家族化の進行の結果、子育てを学ぶ機会や近隣とのつながりが希薄化し、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じており、共働き家庭やひとり親家庭だけでなく、専業主婦家庭も含めたすべての家庭に対して、子どもの成長過程に応じた支援を行います。

（７）地域における社会資源の効果的な活用の視点

急激な社会変化の中で、子どもたちを取り巻く生活環境も大きく変化し、子ども連れの外出が困難になったり、昔のように子どもが身近に自然とふれあう機会が少ない状況であることから、子育てに関する活動を行っているさまざまな地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者、主任児童委員等をはじめとする地域の人材や、児童館、公民館、学校等といった地域における社会資源の活用により、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進します。

（８）サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

少子化、核家族化の進行や子どもを取り巻く環境の変化により、育児不安や育児補完機能への利用意向が増えていることから、個々の家庭状況に応じた、最適なサービスの提供を推進します。

（９）地域特性の視点

近年、家族のきずなや地域の連帯が薄くなっているといわれ、家族、地域の大切さが再認識されています。地域の特性を生かしながら、地域の問題はできる限り地域で解決できるように地域コミュニティの体制づくりを推進します。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

「神栖市次世代育成支援行動計画（後期計画）」は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定されるものです。

また、前項で国の示す基本的な9つの視点のほか、少子化対策、子育て、人権等に関連する法令、制度との整合を図ります。

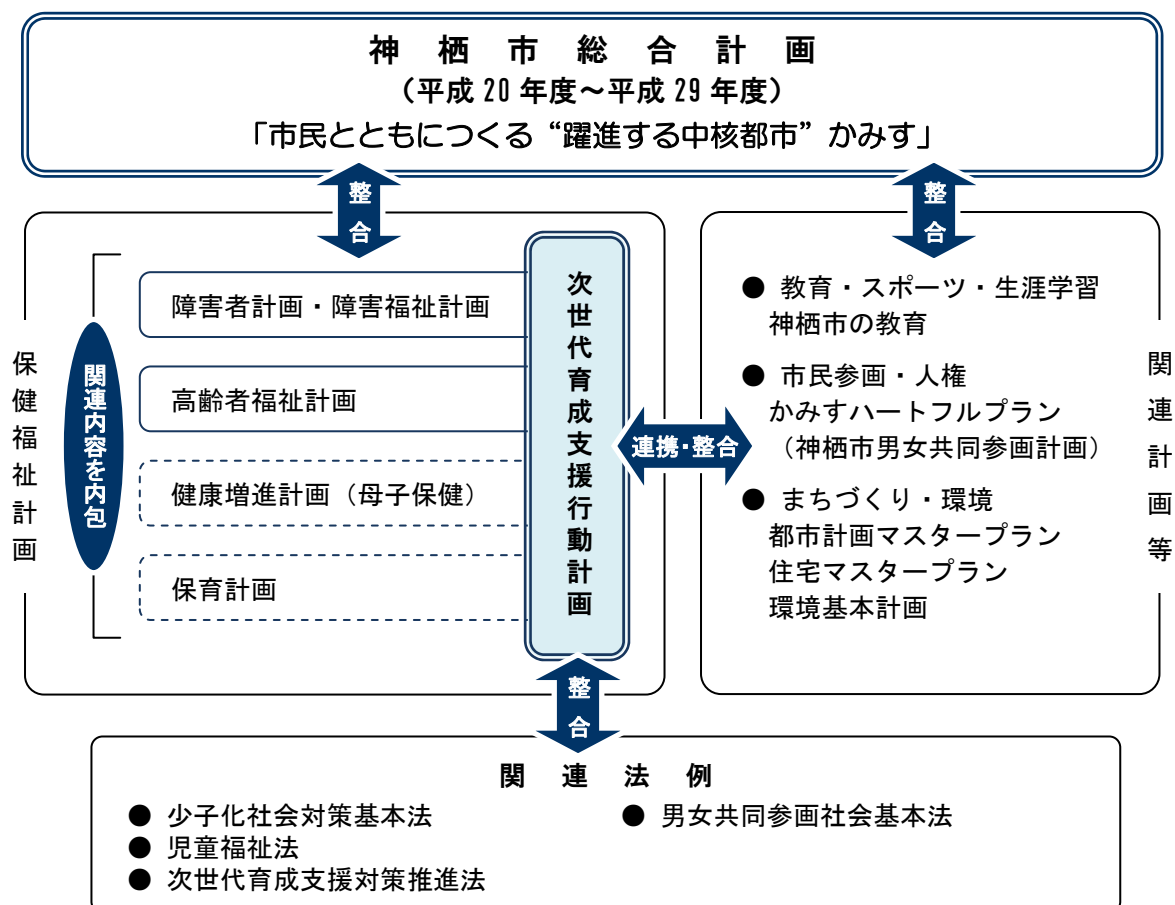
2 計画の対象

この計画は、18歳未満のすべての子どもと、子どもに関わる家庭・地域・企業・各種団体など、地域社会を構成するすべての市民が対象になります。

3 関連計画との調和

他の計画との関係については、「市民とともにつくる“躍進する中核都市”かみす」（神栖市総合計画）をはじめ、子どもやまちづくりに関する上位計画、関連計画等との連携・整合を図るほか、保健福祉計画においては、障がいのある子どもへの支援、高齢者の生きがいづくり、母子保健分野、保育計画等、関連する内容について内包する計画です。

図表 4 関連計画

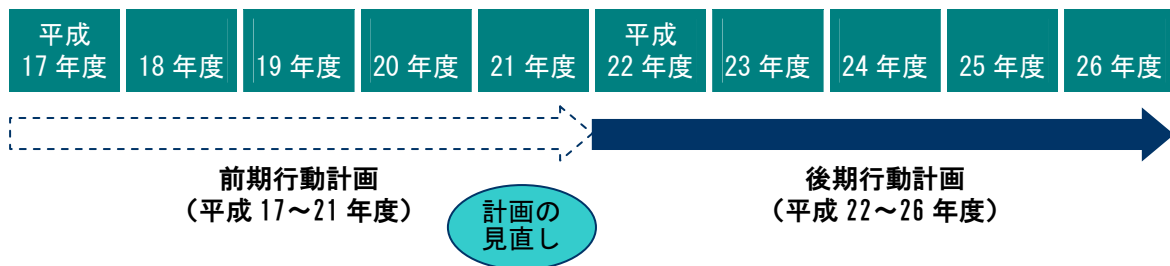


第3節 計画の期間

この計画の計画期間は、平成22年度～26年度の5ヵ年です。

ただし計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。

図表 5 計画期間



第4節 計画策定にあたって

計画策定にあたっては、庁内及び関係機関との十分な協議、関係者との協議、子育て家庭の現状や意向等、幅広い意見を計画見直しに反映するよう努めました。

○ 庁内検討委員会による協議

次世代育成に関する総合的な施策検討にむけて、庁内職員で構成する「神栖市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会」（以下、「検討委員会」とします。）による協議を行いました。

検討委員会は、平成21年7月から平成22年3月までに全〇回を開催しました。

○ 地域協議会による協議

関係団体、保育所（園）・幼稚園の代表、子育て支援団体、小・中学校の代表等を委員とする「神栖市次世代育成支援地域協議会」（以下、「地域協議会」とします。）による協議を行いました。

地域協議会は、平成21年8月から平成22年3月までに全〇回を開催しました。

○ 調査の実施

就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭、中高生を対象に、計画策定にむけてのご意見をお聴かせいただくために意向調査を実施しました。

＜参考＞ アンケート調査の実施概要

① 調査対象及び調査方法等

調 査 対 象	1. 就学前児童のいる世帯 2. 小学生児童のいる世帯 3. 中高生
抽 出 法	無作為抽出
調 査 方 法	1. 郵送配付・回収（就学前児童のいる世帯） 2. 学校配布・回収（小学生児童のいる世帯・中高生）
調 査 時 期	平成 20 年 12 月

② 回収結果

区 分	配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
	A	B	B/A
就学前児童のいる世帯	2,000 票	954 票	47.7%
小学生児童のいる世帯	2,800 票	2,242 票	80.1%
中高生	1,300 票	1,162 票	89.4%

第 5 節 計画の構成

この計画は、次のような構成となっています。

第Ⅰ部 計画の策定にあたって

次世代育成に関する法律や制度といったこの計画の背景や概要、本市の子育ての現状や前期計画での課題をまとめています。

第Ⅱ部 計画の基本的な考え方

計画期間における児童数やサービスの見通し、基本理念（めざす姿）や基本方針（実現への取り組み方）を表します。

第Ⅲ部 施策の展開

各施策における計画期間の取り組み概要、目標値を明らかにします。

第Ⅳ部 計画の推進

計画期間における計画推進体制、進捗や評価の進め方を示します。

資料編

この計画の策定経過に関する情報を掲載しています。

第2章 子育て家庭を取り巻く現状

第1節 本市の概況

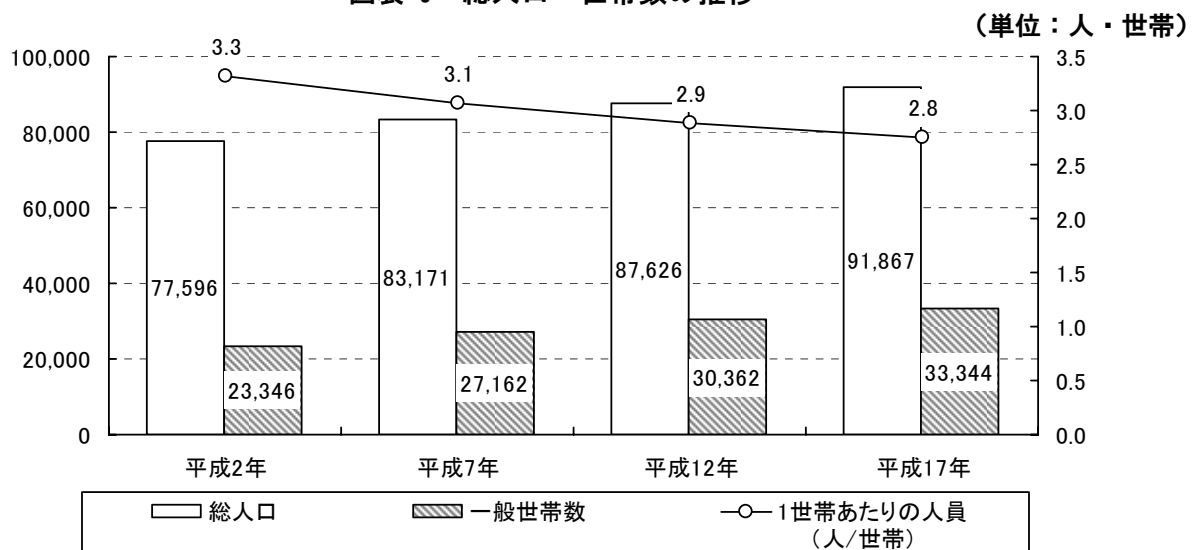
1 人口・世帯

本市の総人口は増加傾向にあり、平成17年には91,867人となっています。

また、3区分による総人口の推移をみると、年少人口は減少、老年人口（65歳以上）が増加しており、いわゆる少子高齢化の進行がみられます。

世帯数については、人口と同様、増加傾向にあるものの、1世帯あたりの人員は、減少傾向にあります。特に平成12年以降は、3.0人を下回っており、平成17年には1世帯あたりの人員が2.8人となっていることから、核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。

図表 6 総人口・世帯数の推移



図表 7 総人口・世帯数の推移

(単位：人)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	77,596	83,171	87,626	91,867
年少人口 (0～14 歳)	16,818	15,753	15,084	15,077
生産年齢人口 (15～64 歳)	53,877	58,688	61,388	63,681
老年人口 (65 歳以上)	6,897	8,730	11,013	13,104

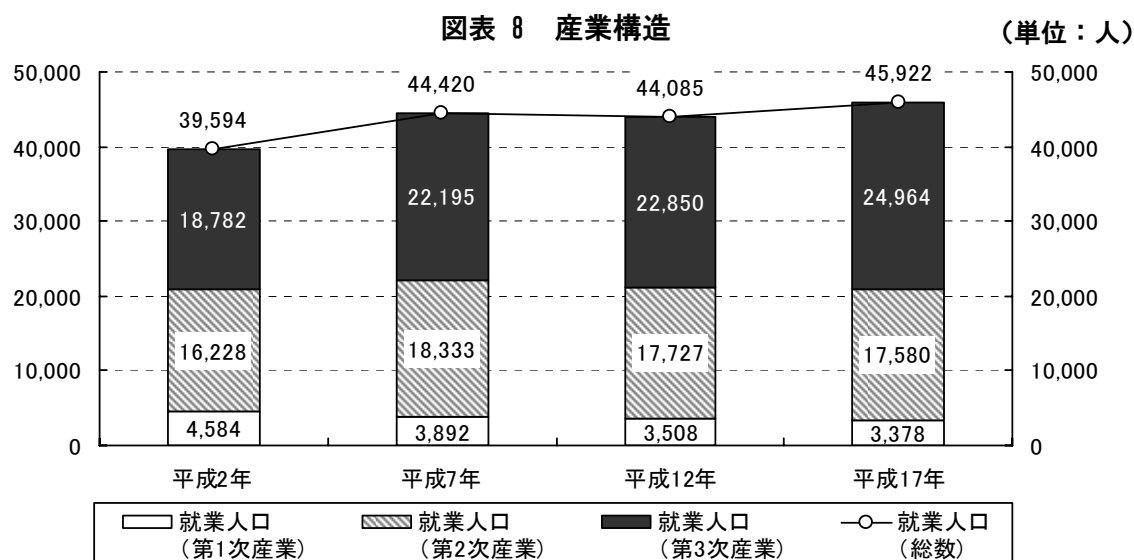
※ 総人口は年齢不詳も含む

資料：国勢調査

2 産業構造・女性の就業状況

(1) 産業構造

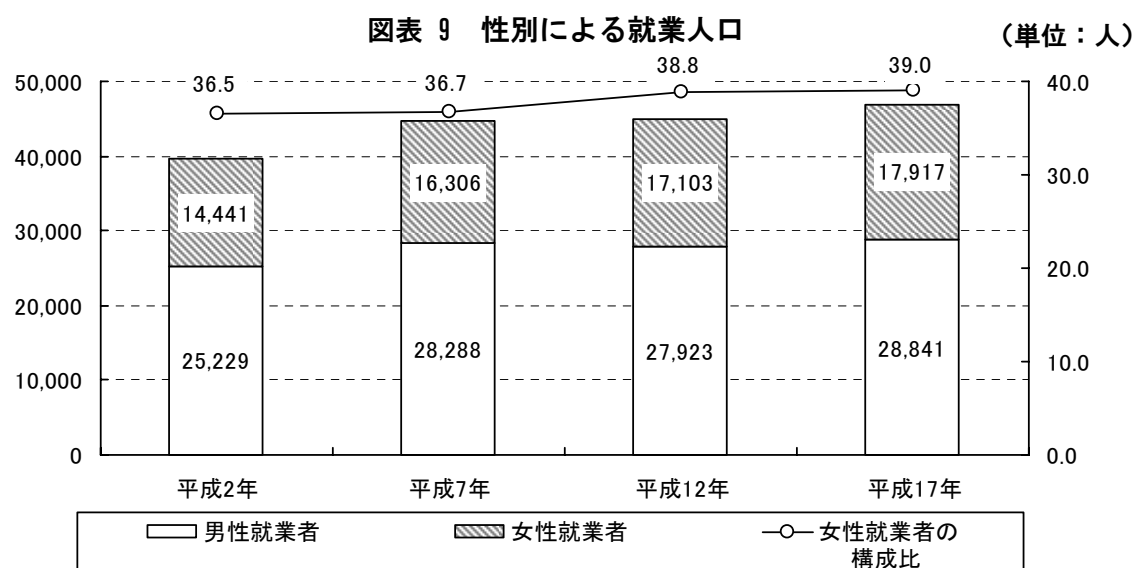
本市の産業は、第3次産業が中心であり、第1次・第2次産業ともに、就業人口は減少傾向がみられます。就業人口全体では、平成12年に一時減少がみられるものの、平成17年には、45,922人と増加に転じています。



資料：国勢調査

(2) 女性の就業状況

女性の就業状況を性別の就業人口からみると、増加傾向にあり、平成17年の女性就労人口は17,917人、就業人口における女性の構成比は39.0%を占めています。



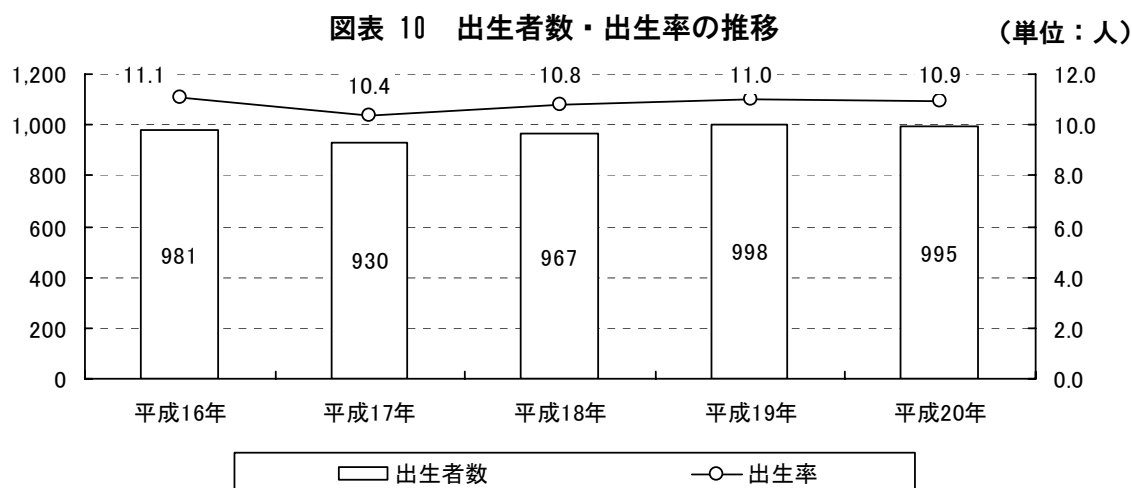
資料：国勢調査

3 出生・死亡

平成16年～平成20年における本市の出生者数の推移は、各年とも900人台で推移しており、期間の平均した出生者数は974.2人となっています。

また出生率は、県と比較すると毎年2.1～2.5ポイント上回っており、県内でも出生率が高いことがわかります。なお、本市の平成20年の出生率は10.9人となっています。

※出生率…人口1,000人あたりにおける出生数



資料：人口動態統計

図表 11 出生率の比較 (単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
神栖市	11.1	10.4	10.8	11.0	10.9
茨城県	8.9	8.3	8.6	8.5	8.4

資料：人口動態統計

一方、新生児・乳幼児・周産期（妊娠22週から生後満7日未満までの期間）の死亡数の状況は、新生児・乳幼児の死亡者数が1～3人で推移しているほか、周産期死亡者数では、平成16年に9人と、近年では特に多くなっています。

なお死産数は、平成16年は39人となっていますが、平成17年以降は30人前後で推移し、平成20年の死産数は34人となっています。

※死産数…自然死産数と人工死産数（人工中絶）が含まれます

図表 12 死亡状況の推移 (単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
新生児死亡数	1	2	0	1	0
乳児死亡数	1	2	1	3	3
周産期死亡数	9	7	4	6	5
死産数	39	30	28	29	34

資料：人口動態統計

4 婚姻・離婚

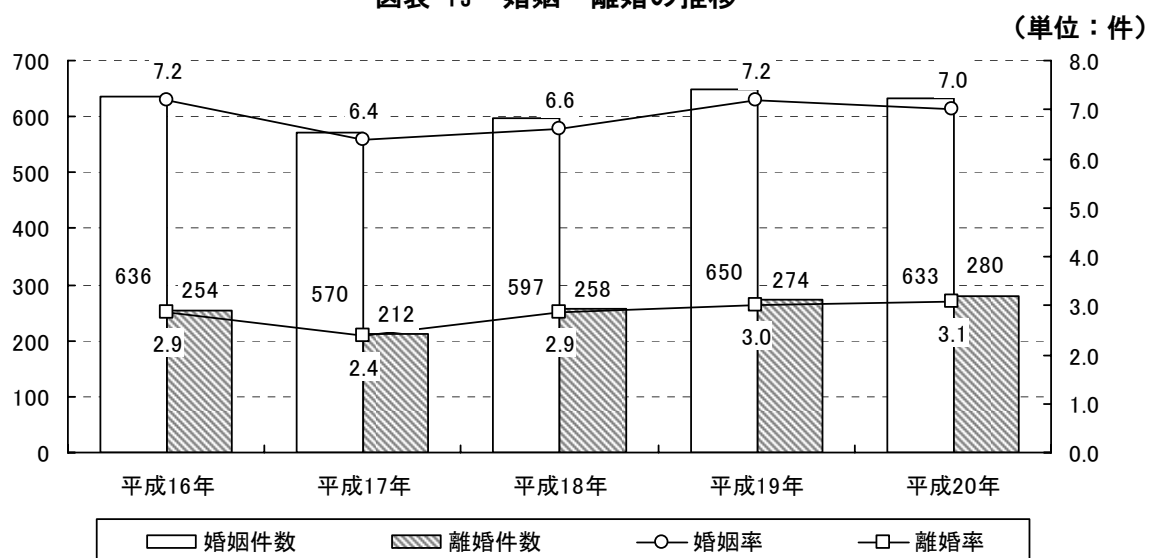
平成16年～平成20年における本市の婚姻件数は、平成19年の650件が最も多く、平成16～平成20年における平均は、婚姻件数617.2件、婚姻率6.9件となっています。

なお、平成20年の婚姻状況としては、婚姻件数633件、婚姻率7.0件と、近年の平均は上回るものの、前年比では減少がみられます。

一方離婚状況では、平成18年以降増加し、平成20年における離婚件数は280件、離婚率は3.1件となっています。

※婚姻（離婚）率…人口千人あたりの婚姻（離婚）の件数

図表 13 婚姻・離婚の推移



(単位：件)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平均
婚姻件数	636	570	597	650	633	617.2
婚姻率	7.2	6.4	6.6	7.2	7.0	6.9
離婚件数	254	212	258	274	280	255.6
離婚率	2.86	2.38	2.87	3.02	3.08	2.8

資料：人口動態統計

第2節 児童数と子育て世帯の動向

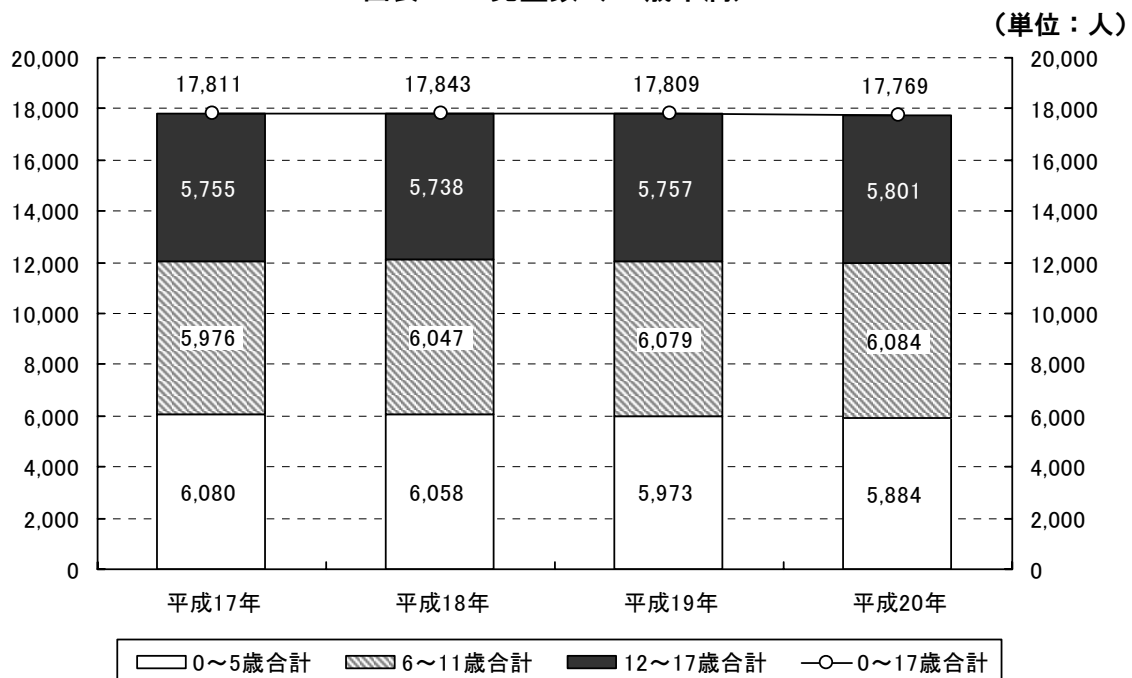
1 児童数の推移

住民基本台帳における、18歳未満の人口（児童数）は、平成19年より減少しています。

年齢区分でみると、特に6～11歳、12～17歳の児童数は増加しているものの、0～5歳の児童数は、平成17年より減少していることがわかります。

また、総人口に占める児童人口の構成比では、平成17年より減少がみられます。

図表 14 児童数（18歳未満）



図表 15 児童数（18歳未満）

(単位：人・％)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
総人口	89,333	90,238	90,867	91,385
児童人口	17,811	17,843	17,809	17,769
0～5 歳	6,080	6,058	5,973	5,884
6～11 歳	5,976	6,047	6,079	6,084
12～17 歳	5,755	5,738	5,757	5,801
構成比 (児童人口/総人口)	19.9	19.8	19.6	19.4

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

2 子どものいる世帯の状況

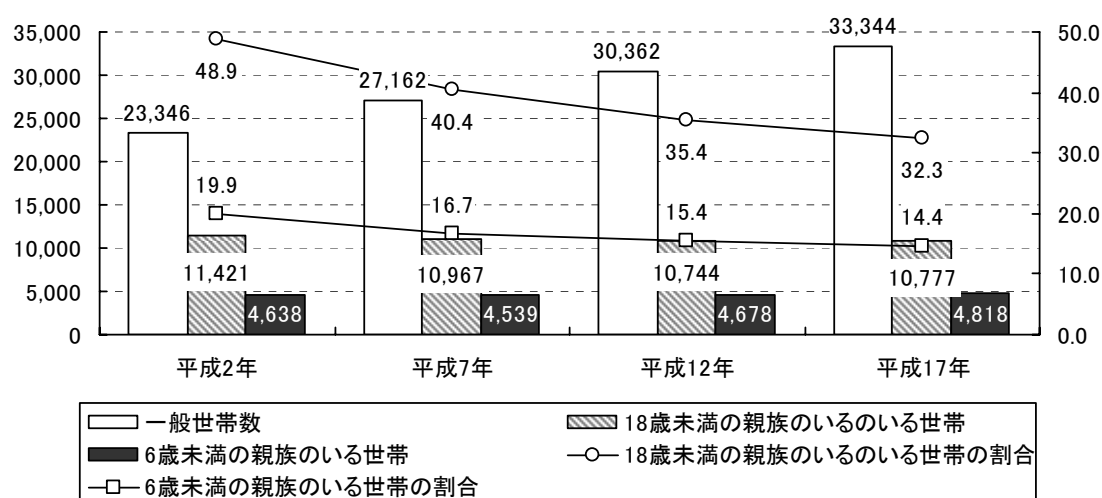
国勢調査にみられる子どものいる世帯の状況は、一般世帯数の増加傾向に対し、6歳未満の親族のいる世帯数は、平成7年に減少していますが、平成12年以降は増加しています。

また、18歳未満の親族のいる世帯では、平成12年に減少しましたが、平成17年には再び増加に転じています。

一方、一般世帯数に占める構成比では、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯ともに、年々減少傾向がみられ、平成17年における18歳未満の親族のいる世帯の構成比は32.3%、6歳未満の親族のいる世帯では14.4%となっており、世帯数の増加するなかで、子育てをする世帯の割合が減少している傾向がみられます。

(単位：世帯・%)

図表 16 子育て世帯の状況



資料：国勢調査

参考までに、市全体の核家族の状況としては、夫婦のみの世帯が、平成17年に5,000人を上回っているほか、父親と子ども（父子世帯）は497世帯、母親と子ども（母子世帯）は2,255世帯と、それぞれ増加がみられます。

図表 17 (参考)核家族世帯の状況

(単位：世帯)

区 分	一般世帯数	核家族				
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
平成2年	23,346	13,403	2,571	9,478	254	1,100
平成7年	27,162	15,087	3,610	9,791	301	1,385
平成12年	30,362	16,634	4,490	9,971	381	1,792
平成17年	33,344	18,128	5,237	10,139	497	2,255

資料：国勢調査

第3節 市の子育て支援及びサービスの状況

1 本市の子育て施設等の状況

平成21年4月現在の中学校区別にみた子育て施設等の状況は、以下のとおりです。
特に幼稚園、放課後児童クラブは、各中学校区に配置されています。

図表 18 本市の子育て施設等の状況（平成21年4月現在） （単位：か所）

地区名	公立 保育所	私立 保育園	幼稚園	放課後 児童 クラブ	児童館	子育て 支援 センター	子育て 広場	保育所 ふれあい サロン
神栖一中区	0	4	1	2	1	3	0	0
神栖二中区	0	5	1	2	1	3	1	0
神栖三中区	2	0	1	1	1	0	1	0
神栖四中区	1	0	1	2	1	0	0	0
波崎一中区	1	5	1	3	1	1	0	1
波崎二中区	0	0	1	1	0	0	0	0
波崎三中区	0	2	2	3	0	0	1	0
波崎四中区	0	1	1	2	1	0	0	0
合計	4	17	9	16	6	7	3	1

資料：こども課

2 本市の保育サービスの実施状況

平成 21 年 4 月 1 日現在における本市の保育サービス実施状況は、次のとおりです。

図表 19 本市における保育サービスの実施状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

	設置 主体	実施場所	開所時間 (延長含む時間帯)	延長 保育	休日 保育	病後児 保育	一時 預かり
1	公	うずも保育所	7 時～19 時 (12 時間)	○			○
2	公	大野原保育所	7 時～19 時 (12 時間)	○			○
3	公	海浜保育所	7 時～19 時 (12 時間)	○			○
4	公	波崎保育所	7 時～19 時 (12 時間)	○			○
5	私	萬徳寺保育園	7 時～19 時 (12 時間)	○			○
6	私	星和保育園	7 時～19 時 (12 時間)	○			○
7	私	深芝保育園	7 時～19 時 (12 時間)	○			○
8	私	白十字保育園	7 時 20 分～18 時 50 分 (11.5 時間)	○		○	
9	私	軽野保育園	7 時 20 分～18 時 50 分 (11.5 時間)	○		○	
10	私	平泉保育園	7 時～19 時 (12 時間)	○			
11	私	神栖あおぞら園	6 時 45 分～20 時 30 分 (13.75 時間)	○	○	○	○
12	私	ぴよぴよ保育園	7 時～19 時 (12 時間)	○	○	○	○
13	私	きさき保育園	7 時～19 時 (12 時間)	○	○		○
14	私	柳川保育園	7 時 30 分～18 時 30 分 (11 時間)				
15	私	波崎ひかり保育園	7 時～19 時 (12 時間)	○	○		○
16	私	赤ちゃんランドスマイル	7 時～19 時 (12 時間)	○	○		○
17	私	太田保育園	7 時～18 時 30 分 (11.5 時間)	○			○
18	私	矢田部保育園	7 時 15 分～18 時 45 分 (11.5 時間)	○			○
19	私	舎利保育園	7 時～18 時 30 分 (11.5 時間)	○			○
20	私	みだ保育園	7 時 15 分～18 時 15 分 (11 時間)				○
21	私	あすなろ保育園	7 時 30 分～18 時 (10.5 時間)				○
計				18 か所	5 か所	4 か所	17 か所

資料：こども課

3 保育所（園）

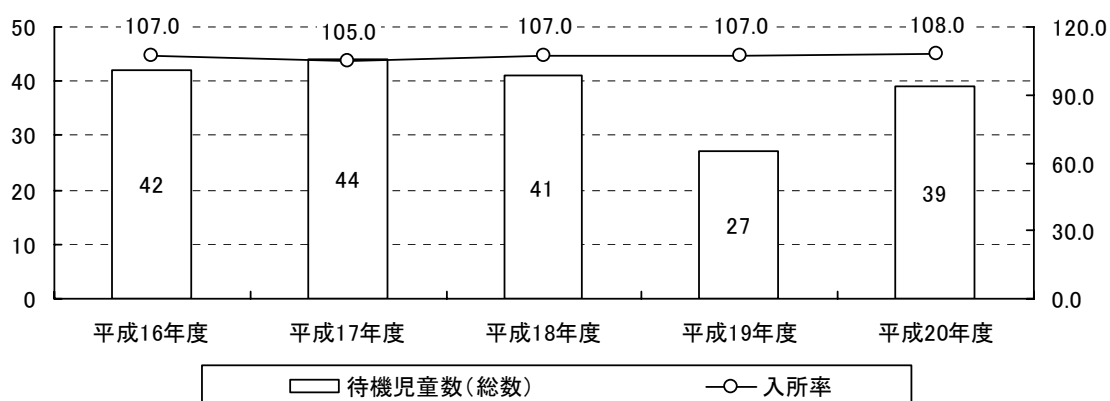
保育所（園）の入所率は、定員に対し各年ともに5～8%程度増加して推移しています。

こうした状況のなかで、近年の待機児童数では平成17年度の44人が最も多く、平成19年度には、27人に減少しているものの、平成20年度には再び増加に転じ、待機児童数は39人となっています。

年齢別の待機児童の状況をみると、平成18年度以降、0歳児の待機児童の増加がみられ、早期から子どもを預けたい家庭の増加しているといった、子育て家庭の利用意向に変化がみられます。

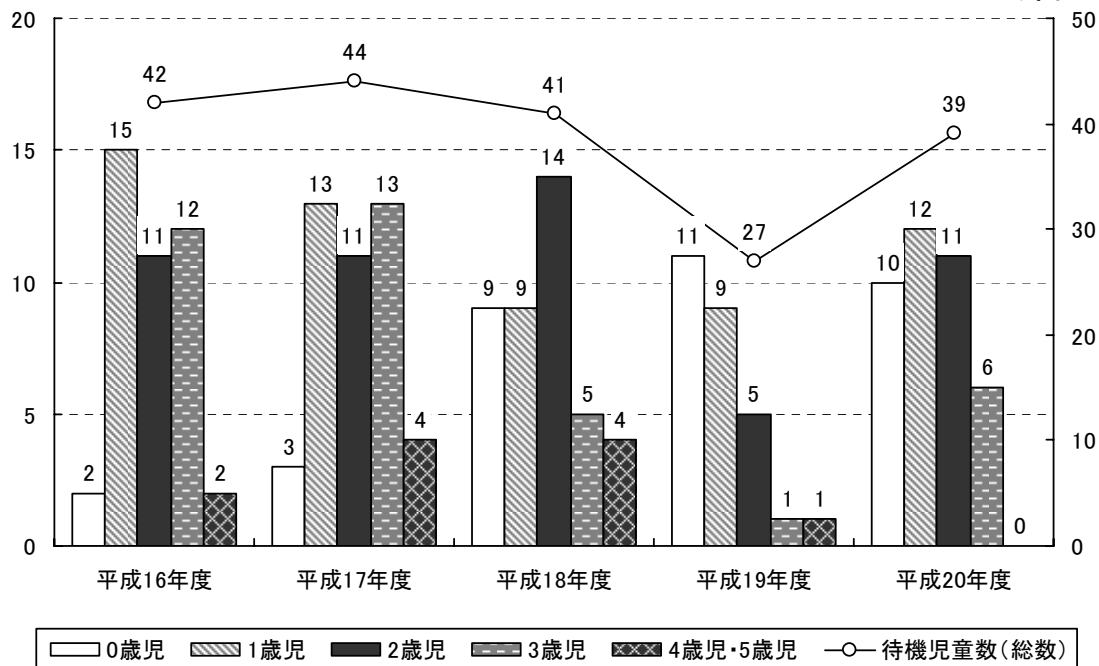
図表 20 入所率と待機児童数の推移

(単位：人・%)



図表 21 年齢別待機児童の状況

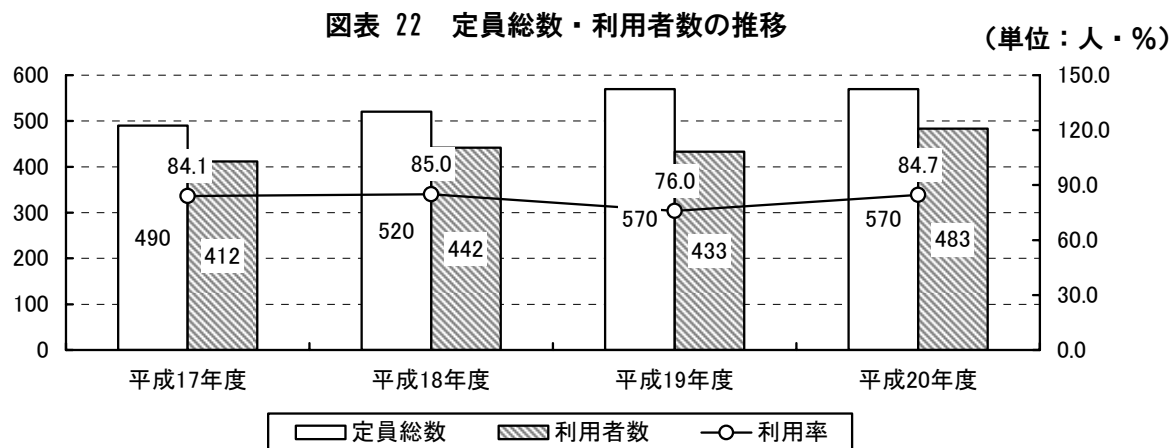
(単位：人)



資料：こども課

4 放課後児童クラブ

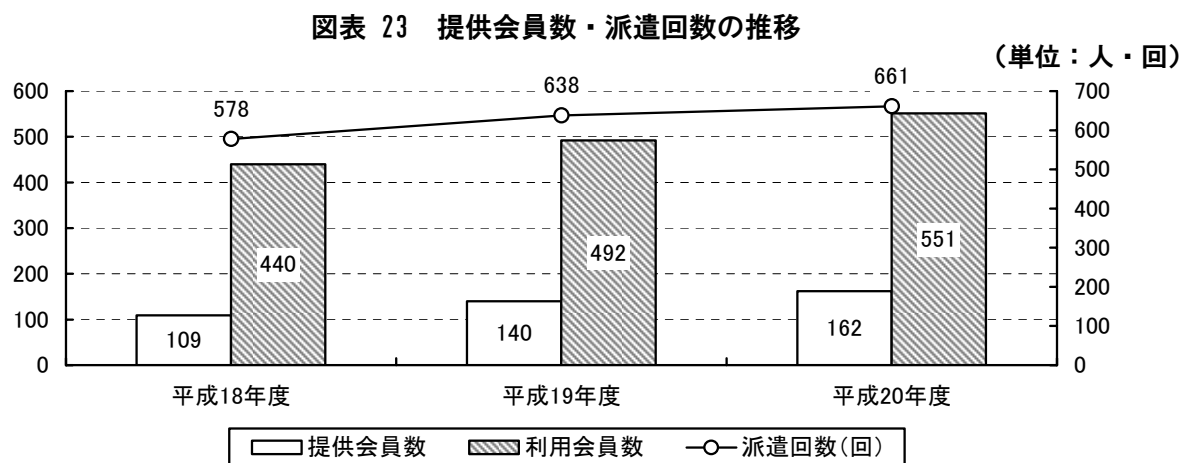
平成 17 年度以降の放課後児童クラブの定員及び利用者の状況をみると、各年度ともに定員数に対して利用者数が下回っており、定員数に対して、概ね 8 割の利用率で推移しています。



資料：こども課

5 ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターの利用は、提供会員数、利用会員数ともに年々増加しています。派遣回数についても増加傾向にあり、1 回当たりの利用時間は、概ね 2 時間程度となっています。



図表 24 提供会員数・派遣回数の推移 (単位：回・時間)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
派遣回数 (回)	578	638	661
派遣時間 (時間)	1,211.5	1,415.0	1,218.0
1 回当たりの利用時間 (時間/回)	2.1	2.2	1.8

資料：社会福祉協議会（こども課）

6 相談

児童相談所（福祉相談センター 鹿行児童分室）では、毎年度 160～170 件の相談を受け付けています。

近年の相談件数の推移から、特に大きな変化がみられる項目としては虐待があり、平成 19 年度には 49 件の相談を受け付けています。

図表 25 児童相談所 受付件数

（単位：件）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総 数	157	177	160	179	176
養 護	53	54	69	76	57
虐待（再掲）	32	29	25	49	38
保 健	0	0	0	0	0
心身障がい	63	92	64	74	83
非 行	19	8	5	7	10
育 成	18	15	21	17	17
不登校（再掲）	5	1	5	6	4
そ の 他	4	8	1	5	9

資料：福祉相談センター 鹿行児童分室

第3章 基本課題の整理

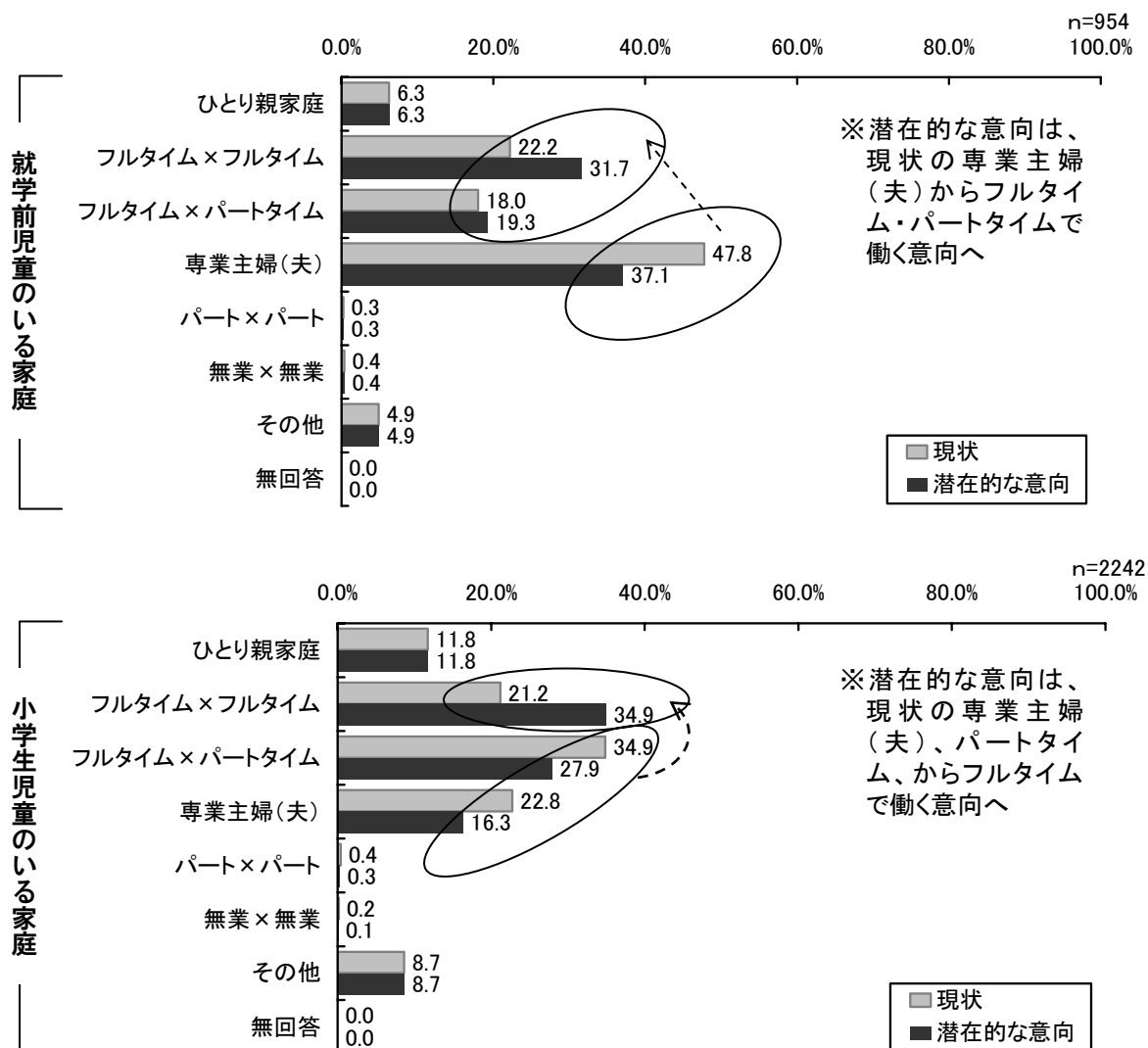
第1節 子育て家庭の生活実態と意識の変化

1 子育て家庭の家族類型と支援の状況

(1) 家族類型（現状・潜在的な意向）

現状の子育て家庭の状況としては、就学前児童のいる家庭では「専業主婦（夫）」、小学生児童のいる家庭では「フルタイム×パートタイム」の家庭がそれぞれ最も多くなっていますが、潜在的な意向では「フルタイム×フルタイム」の意向がそれぞれ3割を占め、母親もフルタイムで働きたいという意向がうかがえます。

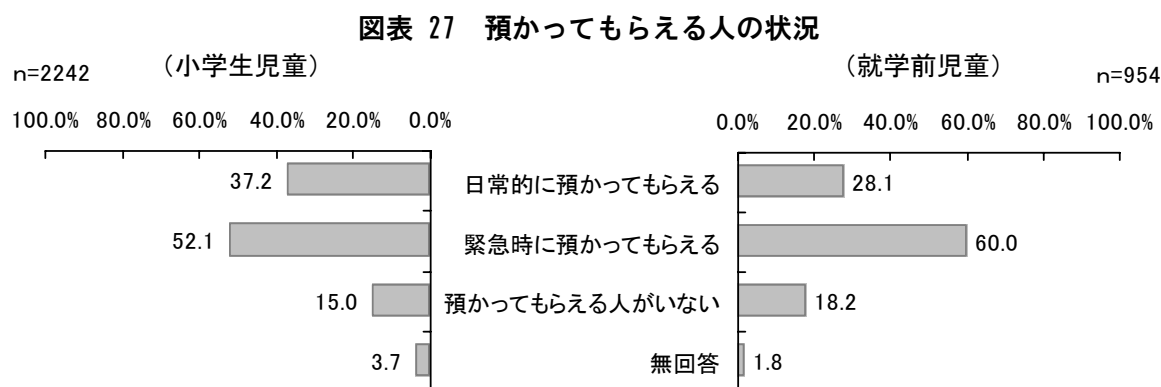
図表 26 家族類型



(2) 預かってもらえる人の状況

身近に親族や知人に預かってもらえる状況としては、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに「緊急時に預かってもらえる」と回答した割合が最上位に挙がっています。

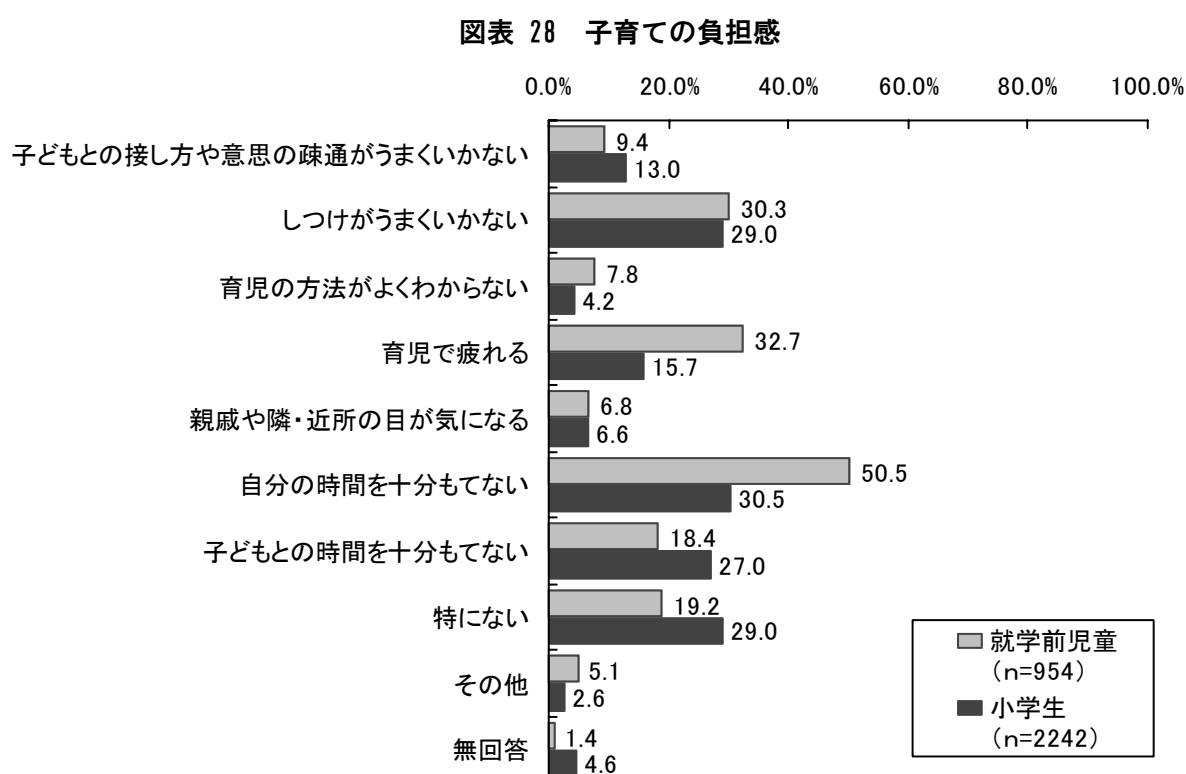
一方で、「預かってもらえる人がいない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭で、18.2%、小学生児童のいる家庭で15.0%を占め、地域での孤立状態が懸念されます。



資料：アンケート調査

2 子育ての負担感と父親の子育て参加

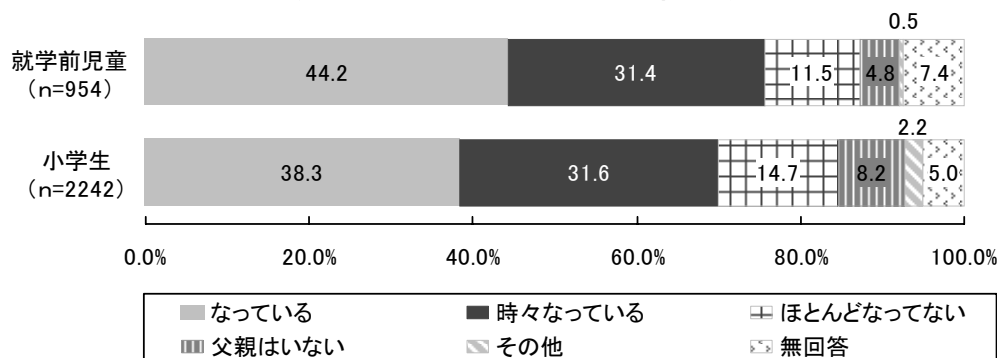
子育て家庭の保護者自身の子育てについての不安や悩みについては、就学前、小学生の保護者ともに「自分の時間を十分もてない」ことを第1位に挙げており、特に就学前では、50.5%と半数以上を占めています。



資料：アンケート調査

父親の育児への参加として、母親の相談相手、精神的な支えになっているかについてみると、「なっている」と回答した割合は、いずれも4割であり、「時々なっている」を合わせると、“なっている”との回答が7割を占めています。

図表 29 母親の相談相手、精神的な支え



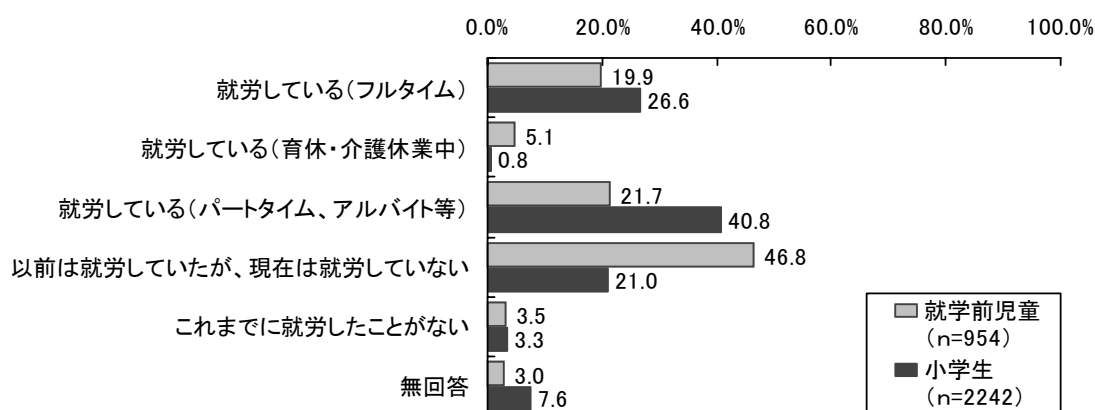
資料：アンケート調査

3 仕事と家庭の両立

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況として、就学前児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（19.9%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（21.7%）を合わせた就労率は、41.6%、小学生の保護者では、「就労している（フルタイム）」（26.6%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（40.8%）を合わせた就労割合は、67.4%となっています。

図表 30 母親の就労状況



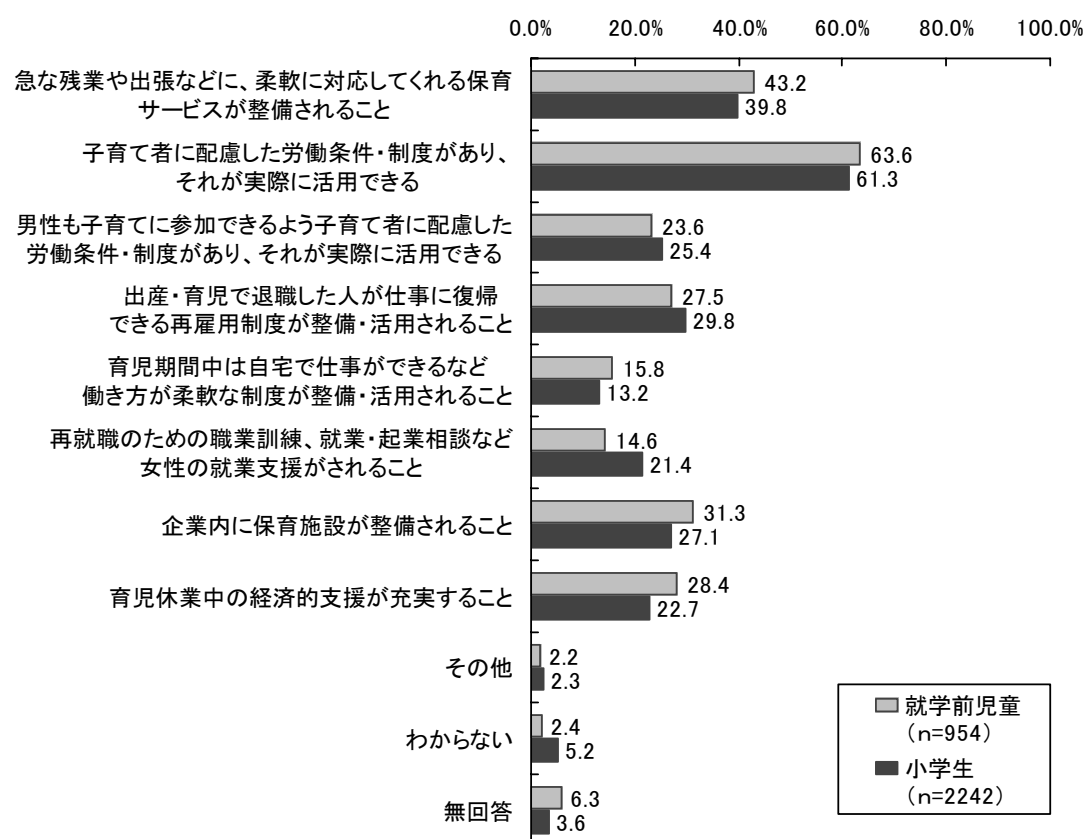
資料：アンケート調査

(2) 女性にとって子どもを育てながら働くために重要な就労環境

女性にとって子どもを育てながら働くために重要な就労環境としては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「子育て者に配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる」が最も多く、いずれも6割を占めています。

女性が実際に就労しながら子育てを実現していくためには、子育て支援や保育サービスと合わせて、就労環境が整うことも重要となっています。

図表 31 女性にとって子どもを育てながら働くために重要な就労環境



資料：アンケート調査

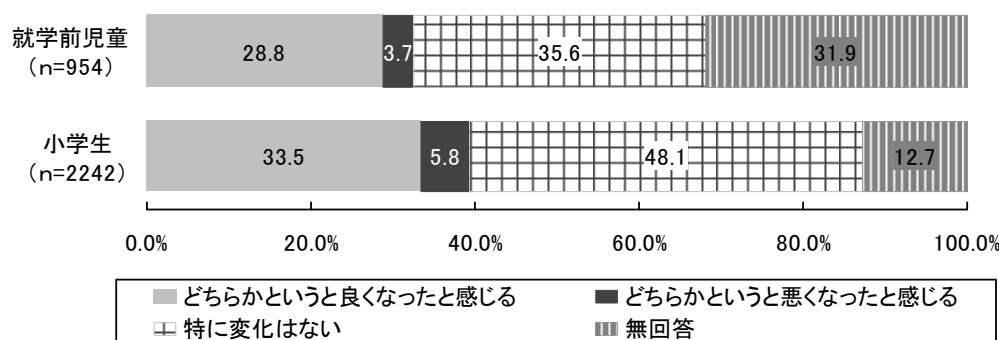
4 子育てのしやすさ

地域の子育てのしやすさについて、5年前と比べて「どちらかというとも良くなったと感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに3割前後となっており、また「どちらかというとも悪くなったと感じる」は、いずれも1割未満となっています。

良くなった点として、就学前では「児童館等の子ども施設の整備状況」（37.8%）、小学生では「放課後児童クラブの整備状況」（39.7%）をそれぞれ第1位に挙げています。

また悪くなった点では、「遊び場の整備状況」を、就学前、小学生ともに第1位に挙げており、いずれも5～6割を占めているほか、「交通事故の危険」、「同世代の子どもで遊びあえる環境」を次いで上位に挙げています。

図表 32 子育てのしやすさ



5 市に望む子育て支援

市に対して充実を望む子育て支援策としては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用の軽減」、「誰でも気軽に利用できる保育サービス」を、就学前、小学生の保護者ともに上位に挙げています。

また小学生児童の保護者では、「企業に対して職場環境の改善」といった“就業環境への意向”が特に上位に挙がっています。

図表 33 市に望む子育て支援（上位5項目）

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
就学前児童 (n=954)	子連れでも 出かけやすく 楽しめる場所	安心して子ども が医療機関にか かれる体制	保育所（園）や 幼稚園にかかる 費用の軽減	誰でも気軽に 利用できる 保育サービス	保育所（園）を 増やしてほしい
	49.6%	43.3%	38.6%	20.4%	18.6%
小学生 (n=2242)	安心して子ども が医療機関にか かれる体制	子連れでも 出かけやすく 楽しめる場所	誰でも気軽に 利用できる 保育サービス	保育所（園）や 幼稚園にかかる 費用の軽減	企業に対して 職場環境の改善
	57.7%	51.7%	19.9%	18.2%	17.2%

資料：アンケート調査

第2節 前期計画の評価

1 前期計画における主要事業の進捗及び評価

前期計画（旧神栖町・旧波崎町）における基本目標内容をもとに、本市の子育て、次世代育成に係る主な目標事業量の達成状況を次のように評価します。

図表 34 主な事業の評価

基 本 目 標	主な目標 事業量 (項目数)	平成 20 年度における 達成状況 (項目数)			
		○	△	▲	—
1 地域における子育て支援	20	18	0	1	1
2 親子の健康の確保	30	19	3	1	7
3 子どもが心身ともに健康に育つために	21	17	3	1	0
4 子どもの個性と創造性を育む環境整備	6	3	1	2	0
5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり	4	4	0	0	0
6 仕事と子育ての両立支援	18	8	6	0	4
7 子どもの人権擁護の推進	3	3	0	0	0
計	102	72	13	5	12

(達成状況の区分)

区 分	達 成 度 の 概 要
○	目標値を概ね達成した
△	目標値は未達成だが、前年度よりも改善している
▲	目標値に対して未実施または、基準年から改善していない（変化がない）
—	実施にあたって、他の事業へ統合あるいは事業終了となった

資料：こども課

2 基本目標における施策・事業の主な実施概況

上記の各基本目標における施策・事業の主な実施概況は、次のとおりです。

(1) 地域における子育て支援

- 地域子育て支援拠点事業では、保育所（園）を中心に、地域子育て支援センターを設置しており、目標の3か所を上回る7か所で実施されています。
- つどいの広場事業（子育て広場）は、目標の1か所を上回る3か所で実施されています。
- 母親クラブについては、当初の4団体から3団体へ縮小しているため、市では、クラブ員の募集を行い、組織の強化、組織の創設に努めています。

（２）親子の健康の確保

- 妊婦や乳幼児への各種健診、相談事業のほか、新たに子育てをする家庭を対象としたマタニティセミナー、ニューファミリーセミナーを実施しています。
- 妊婦が健診費用を心配せず、必要な回数（14 回程度）の健診を受けられるよう、母子健康手帳の交付時、妊婦一般健康診査の助成を行っています。
- 生後 2 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問（こんにちは赤ちゃん事業）し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。
- 乳幼児健診の受診率は、概ね増加がみられますが、乳児委託健診では、4 か月児健診時に周知をしているものの、集団健診時よりも受診率は低い状況にあります。
- 各種の相談事業については、他の事業との調整や統合を図っており、実施において事業の充実に努めています。

（３）子どもが心身ともに健康に育つために

- スクールカウンセラーや登校支援等、思春期の児童をはじめとした各種相談事業や家庭教育、子育て講座、健康教育といった学習機会を提供しています。
- 学校の整備・適正化や学力の向上に努めるほか、幼保一元化施設についても整備にむけて情報の収集に努めています。
- 障がいのある子どもへの保育では、幼稚園で 9 か所、保育所（園）では 20 か所で受け入れており、今後は市内全園での実施をめざしています。

（４）子どもの個性と創造性を育む環境整備

- 子ども会では、組織の均整化をめざしていますが、実現に至っていない状況です。
- 放課後子ども教室については、現在 9 クラブに減少しています。
- 英語指導助手 (ALT) を各中学校に派遣するほか、平成 20 年度には、午後に学区内の小学校へも派遣する等活動の充実を図っています。

（５）子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

- 通学路の安全確保に向け、市内を 6 ブロックに分けて安全対策に取り組むほか、地域の防犯対策に取り組んでいます。

（６）仕事と子育ての両立支援

- 仕事と子育ての両立支援として、市では多様な保育サービス、放課後児童クラブを実施しています。

（７）子どもの人権擁護の推進

- さまざまな相談機関、保健活動の機会を活用し、児童虐待の早期発見に努めるほか、神栖市要保護児童対策地域協議会において、きめ細やかな対応に努めています。

第3節 後期計画にむけた取り組み・基本課題

現況及びアンケートによる意向等を踏まえ、後期計画にむけた取り組み・基本課題を、次のように整理します。

1 保育サービスの利用意向は早期化・多様化へ

これまでの保育サービスの利用では、“3歳までは家庭で子育て”をする傾向がみられましたが、母親の潜在的な就労意向や待機児童の状況等から、0歳児・1歳児といった早期から子どもを預けたい子育て家庭が増えており、子育て家庭の利用意向にも変化があらわれています。

そのため、今後は保育サービスを利用したい家庭が待機をすることなく、多様な保育サービスが利用できるよう、充実を図る必要があります。

2 保育・子育て支援サービスの利用促進にむけて

子育てをする親（女性）の社会進出の増加、雇用・就労形態の多様化、さらには経済的な問題等、さまざまな要因が考えられますが、今後さらに少子化が進むなかで、現行の子育てサービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（利用意向）にあった多様な保育サービスの提供の検討が必要です。

市の子育て支援サービスについては、各種サービスを利用しやすいサービスへと工夫するとともに、利用者に対して必要な情報を発信し、サービスの利用向上を図る必要があります。

3 男女ともに仕事と家庭を両立する社会へ

子育てをしている家庭の親が、多様な生き方が選択・実現できる社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけて、家庭・地域・行政が子育てに関して、それぞれ補完しあえる協力体制を考えていく必要があります。

特に、女性にとって子どもを育てながら働くためには、家庭での父親の育児参加や地域に暮らす親族や知人の支えが必要であると同時に、企業等への働きかけも重要です。

4 地域での居場所づくり・支え方の工夫

地域においては、同居・近居する親族や知人に子どもを預けられる環境もみられますが、子育て家庭の状況によっては、いざというときの支えがなく、困りごとを抱えてしまうといった懸念もあり、地域における子ども同士や子育て家庭で集まれる“場”や“仲間づくり”も必要です。

一方で、次代を担う子ども達をどのように見守っていくかについて地域の役割を明らかにする等、安心・安全で子育てしやすい環境づくりが求められています。

(白 紙)

第Ⅱ部 計画の基本的な考え方

(白 紙)

第1章 計画のフレーム

第1節 人口推計

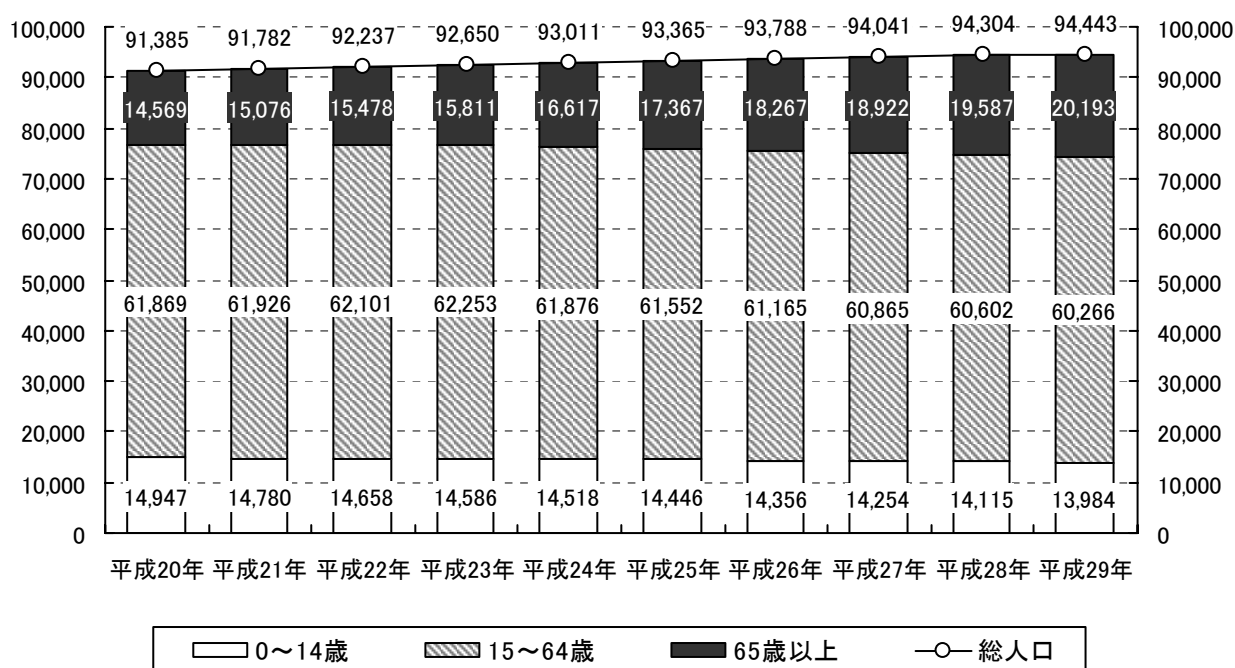
本市の平成17～20年 各10月1日現在における、住民基本台帳をもとにした1歳階級ごとの性別人口推移から、コーホート変化率法による推計を行った結果は以下のとおりです。

1 本市の人口の見通し

本市の総人口については増加していますが、0～14歳については各年で減少がみられるほか、15～64歳についても、平成24年以降、減少に転じる見通しとなっています。

図表 35 人口推計（3区分）

（単位：人）



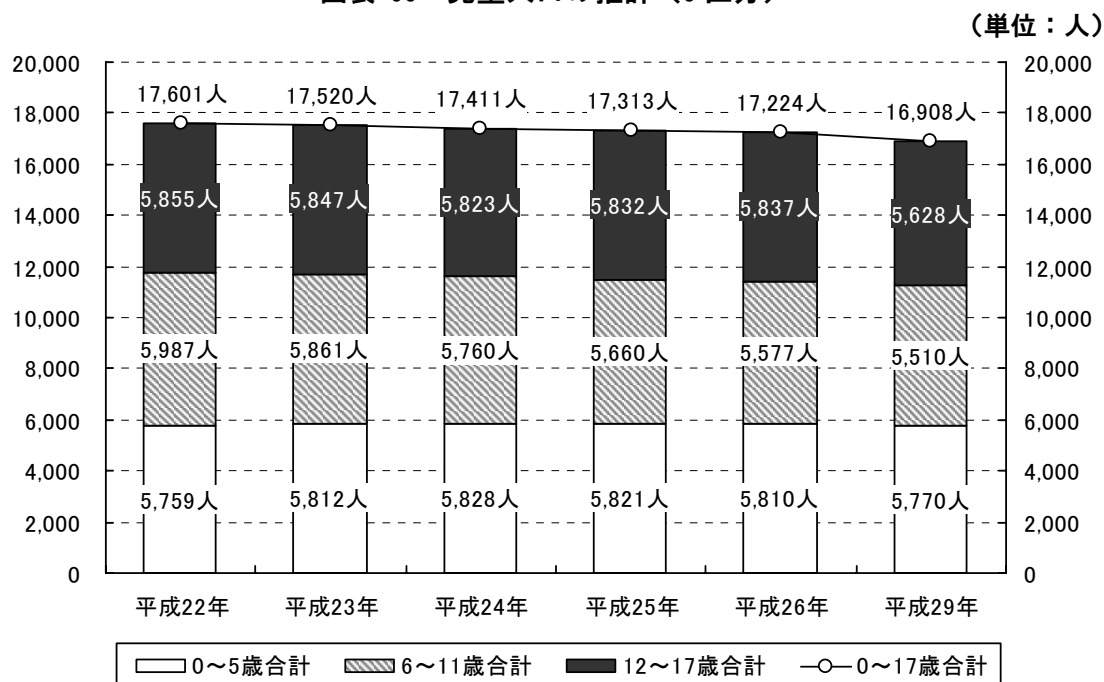
資料：住民基本台帳

2 児童人口の推計

本市の児童人口（0～18歳未満）における推移は、児童数全体として、減少が見込まれており、計画の最終年である平成26年には、17,224人となることが見込まれています。

また各年齢区分の状況から、0～5歳児は平成24年より減少する状況がみられます。

図表 36 児童人口の推計（3区分）



資料：住民基本台帳

◎ 人口の推計について

本計画では、厚生労働省より提示された人口推計算出シートを用い、推計された児童数を計画期間のフレーム（枠組み）として、アンケートによる利用意向を乗じ、保育サービスの目標事業量を算出しています。

この推計値は、計画期間の児童数の推移状況及び年齢ごとに必要な保育サービスの提供量を把握するためのものです。

◎ コーホート変化率法とは

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が本市の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

本計画策定にあたっては、特に近年変化のみられる保育サービス意向を反映するため、直近（平成19～20年）の住民基本台帳による1歳階級別の人口の変化率を採用しています。

なお、出生数については、近年（平成17～20年）の出生状況をもとに、25～34歳の女性に対する出生割合を用いて推計しています。

第2節 保育サービスの整備見込み

児童人口の推計から、計画期間にめざす保育サービスの目標事業量は、次のとおりです。

図表 37 保育サービスの整備見込み（目標事業量）

年 度		単位	平成 21 年度 (基準値)	平成 26 年度 (目標事業量)	平成 29 年度 (目標事業量)
保育サービス					
平日昼間の保育サービス					
3 歳 未満児	認可保育所	(人)	863	913	913
	家庭的保育事業	(人)	—	—	—
5 歳 以上児	認可保育所	(人)	1,582	1,712	1,712
	家庭的保育事業	(人)	—	—	—
	幼稚園の預かり保育	(人)	236	236	236
年齢 区分なし	特定保育事業	(か所)	0	1	1
		(人)	0	20	20
夜間帯の保育サービス					
延長保育事業	(か所)	18	21	21	
	(人)	307	360	360	
夜間保育事業	(か所)	0	1	1	
	(人)	0	7	7	
トワイライトステイ事業	(か所)	—	—	—	
	(人)	—	—	—	
休日保育事業	(か所)	4	4	4	
	(人)	51	65	65	
病児・病後児保育事業					
体調不良型	(か所)	—	—	—	
	(日数)	—	—	—	
病児対応型・病後児対応型	(か所)	5	5	5	
	(日数)	—	25,058	24,883	
一時預かり事業	(か所)	17	21	21	
	(日数)	—	103,700	103,000	
ショートステイ事業	(か所)	—	—	—	
	(人)	—	—	—	
放課後児童健全育成事業	(か所)	16	16	16	
	(人)	616	615	615	
うち 1～3 年生	(人)	614	615	615	
放課後子ども教室	(か所)	8	10	12	
地域子育て支援拠点事業	(か所)	7	11	11	
ファミリーサポートセンター事業	(か所)	2	2	2	

資料：こども課

(参考) 主な保育サービスの概要

サービス名		概 要
平日昼間保育サービス	認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設です。通常、一定の基準に従い、保育に欠けると認められる児童を対象に、通常の開所時間（原則1日11時間）の中で行う保育サービスが提供されます。
	家庭的保育（保育ママ）	保護者が勤めている等の理由で、保育を必要とする3歳未満の乳幼児を、家庭福祉員（保育ママ）の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行うものです。
	事業所内保育	企業内において就労者の子どもを預かる保育事業です。
	幼稚園の預かり保育	幼稚園において、希望する園児を保育終了後引き続き幼稚園で預かり、教育活動を行うものです。
	特定保育	保護者の就労形態の多様化に対応し、その児童が保育に欠けると認められる場合に週に2、3日程度、または午前あるいは午後のみ等、必要な日時について行う保育事業です。
夜間帯の保育サービス	延長保育事業	保育所（園）において、通常の開所時間（1日11時間）を超えて行う保育事業です。
	夜間保育事業	夜間に行う保育サービスで、概ね22時頃まで児童を預かる保育事業です。
	トワイライトステイ事業	保護者が仕事その他の事由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、児童を実施施設において保護し、生活指導・食事の提供等を行うものです。
休日保育事業		日曜・祝日等に、保護者が就労等のため、保育に欠ける児童を対象に行う保育事業です。
病児・病後児保育事業		児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所（園）・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うものです。
一時預かり事業		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に、主に昼間において、保育所（園）等において一時的に預かり、必要な保護を行うものです。
ショートステイ事業		保護者の疾病、出産、恒常的な残業、休日出勤等の事由により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設等において一定期間養育するものです。
放課後児童健全育成事業（学童保育）		保護者が労働等により昼間自宅にいない家庭の小学生児童（概ね10歳未満）に、授業終了後に遊び、生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のことです。
放課後子ども教室		放課後に学校施設（特別教室、体育館、運動場等）を活用し、地域の方々の協力で、子どもたちが安心・安全にさまざまな体験活動や学び・交流活動を行うものです。
地域子育て支援拠点事業		子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援等を行うものです。
ファミリーサポートセンター		育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織で、保育所（園）・留守家庭児童会等の開始前や終了後、冠婚葬祭、リフレッシュしたい時等に、子どもを預けたり預かったりして、仕事や子育ての両立や育児疲れの解消等を図るものです。

参考資料：行動計画策定指針をもとに作成

第2章 基本理念

第1節 基本理念（めざす姿）

育つよろこび 育てるたのしさ 子育て応援のまち かみす — ともに育もう 子と親と地域 —

近年急激に進んだ都市化や核家族化は、子育ての環境に大きな変化をもたらしました。

かつては、家庭において二世帯、三世帯が同居し、地域社会のつながりもずっと密で、祖父母や隣近所の人々の助けやアドバイスを得ることができ、子育ての苦労を母親一人が抱え込むということはありませんでした。

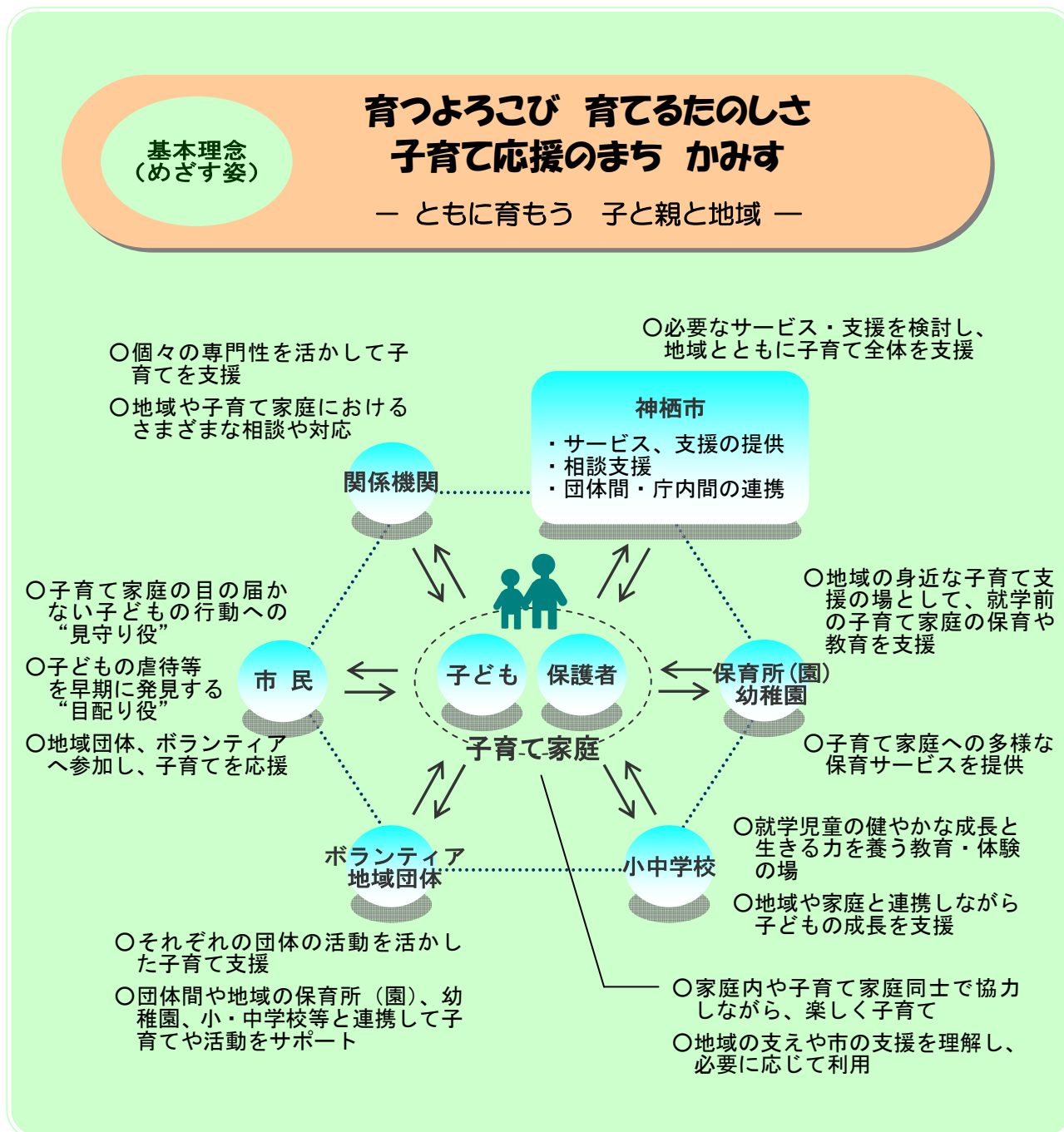
しかし現在では、核家族化、地域のつながりの希薄化により、悩みを相談する相手も、助けを求める相手も少なく、子育ての負担と不安によるストレスにさらされ、孤立しがちな母親が増えています。

子育ての喜びや楽しさ、苦労をともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子・親・地域がともに成長していけるよう、前期計画における基本理念を継承し、家庭、地域、行政がしっかりと手をつなぎ、子どもが健やかに育ち、子育てが本当に楽しいと思えるまちづくりをめざしていきます。

この計画の基本理念である「育つよろこび 育てるたのしさ子育て応援のまち かみす」の実現にむけて、本市がめざす子育ての全体像を次のように示します。

下図のように、本市のめざす子育ては、市をはじめ地域のさまざまな人々や団体、施設等が、本市で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで支え、応援していきます。

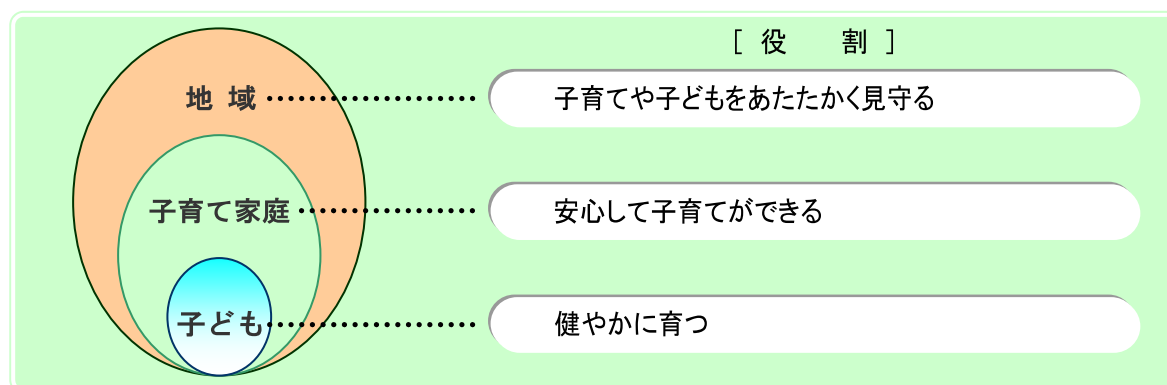
図表 38 神栖市の子育てのめざす全体像



第2節 基本方針（めざす姿を実現するための考え方）

基本方針の項目については、下図に示すように、「子ども」「子育て家庭」「地域」の役割をめざす姿を実現するための考え方として、本市の現況及び国の示す行動計画の基本理念を踏まえ、次のとおり設定します。

図表 39 基本指針に示す子ども・家庭・地域の役割



基本方針1 【子ども】すべての子どもが健やかに育つために

すべての子どもの人権と利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人だけでなく、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

子どもが自己を確立し、調和の取れた人間として健やかに成長するため、家庭、地域、学校が相互に連携し、社会全体で育む環境づくりを推進するとともに、子どもたちが、元気に未来に向かって大きな夢や希望を持ち、明るくのびのびと育っていくことができるまちづくりを進めます。

基本方針2 【家庭】すべての親が安心して子育てができるために

すべての親が、安心して出産や子育てができるよう、さまざまなサービスを受けたり、家庭教育について学習できたりする機会づくりに取り組みます。

また、働きたい家庭の保護者が、仕事と子育ての両立を選択でき、こうした生活を支援できる多様な保育サービスの充実を図るほか、就労環境について企業への働きかけにも取り組みます。

特に性別に関わらず、子どもの保護者がともに子育てに参加し、近隣の親族や知人、家庭が協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

基本方針3 【地域】地域が子育てや子どもをあたたく見守るために

子育てによる苦労や困難を分かち合いながら、地域全体で子育てに「あたたく」かつ「積極的」にかかわることにより、子どもや子育て家庭を脅かす、さまざまな不安や負担感の軽減を図るとともに、お互いが助け合いながら子育てのできる地域づくりを進めます。

さらに、子育ての住環境や道路交通環境については、子どもや子育て家庭への安心・安全に配慮し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

第3節 基本目標（めざす姿を実現するための取り組み方）

この計画では、基本理念を実現するための各施策での取り組み方として、次の5つを基本目標として掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します

子育てにおいて対象となるのは子ども達自身であり、子育てを実践する家庭です。地域のだれもが子育てに関心を持ち、「見守る」「支える」という考えを浸透させていく子育ての“ネットワーク”づくりが必要となります。

そのためには、サービスの担い手が市だけではなく、各種団体や地域住民による地域力も必要です。子育てに対する多様な利用意向に対して、地域が主体となった多様なサポートが求められています。

このため、子育てのなかで陥りやすい不安や悩みの相談やリフレッシュの機会となるよう、地域に交流の場を設け、関係機関、地域団体等と協力・連携することによって、神栖市ならではの子どもの成長、子育てをサポートできる体制づくりをめざします。

また、こうした子育てを応援する人材を育成し、子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します。

《 施策展開 》

施策1-1 地域ぐるみで子育てを応援する体制の整備

施策1-2 子育て家庭の交流の場や機会づくり

施策1-3 地域での子どもの居場所づくり

基本目標2 子どもの権利を守り、「生きる力」を育みます

次世代を担う子どもたちが地域でたくましく成長していくためには、子どもが一日の多くを過ごす学校で自ら学び、主体的に問題を解決していける能力を育むとともに、心身ともに健康で豊かな情操と創造力を養い、個性や自主性を育む環境づくりが大切です。

また、次世代へ本市の地域性や環境を引き継いでいくためにも、将来を担う子ども達の成長は、家庭だけが負うものではなく、地域全体が家庭の目の届かないところでの子どもの行動を温かく、ときには注意の目で見守り、相互に支えあう必要があります。

そのため、教育・文化・スポーツ等のさまざまな環境・学習機会の場の整備を行い、家庭や学校、地域全体で見守り、子ども達の「生きる力」育んでいくことをめざします。

また、今日の少子化の影響により、子ども達の乳幼児とふれあう機会が減っています。子どもを生み育てることや子どもや家庭の大切さを理解し、豊かな人間性を育むためにも、児童生徒が乳幼児とふれあう機会づくりをすすめます。

一方で、子ども達の健やかな成長が、虐待やいじめといった周囲の暴力等によって妨げられることのないよう、子どもの権利擁護を推進します。

《 施策展開 》

施策2-1 子どもの個性を育む活動の推進

施策2-2 学校教育の推進

施策2-3 就学前・幼児教育の推進

施策2-4 次世代を育む親の育成

施策2-5 子どもへの虐待防止

施策2-6 いじめ・不登校への対応

基本目標3 母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します

子育て家庭がゆとりをもって子育てをするためには、安心して子どもを生み、そして育てていくことができる環境であることが大切になります。

こうした中で、母子保健は、医療と福祉対策の充実と相まって、妊産婦、乳児の死亡率の低下に大きく貢献してきました。

しかし、少子高齢化、核家族化、女性の社会進出、離婚率の上昇、社会環境、生活様式の変化に伴い、子どもを生み育てる環境も変化し、育児不安、親子の関係、思春期におけるさまざまな問題が顕在化してきています。

このため、きめ細やかな保健活動や医療体制の整備によって、安全に妊娠・出産ができ、健康や発育・発達に不安な場面で、適切な医療、療育を受けることができる環境づくりを推進し、母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します。

《 施策展開 》

施策3-1 子どもや母親の健康の確保

施策3-2 子どもへの医療対策の充実

施策3-3 思春期保健対策の推進

施策3-4 食育の推進

基本目標4 安心して子育てのできるサービス・支援の充実を図ります

近年では、「仕事と子育ての両立」のように、子どもを育てながらも多様な生活を選択する子育て家庭の保護者が増え、子育てをしながらもサービスや制度の活用によって、自分らしい暮らしが実現できる環境づくりが求められています。

そこで、子育てしながらも就労につながるよう保育需要を把握し、平日昼間の保育をはじめ多様な保育サービスのあり方を検討し、それぞれのサービスが安定して利用できるよう、供給量の確保をすすめます。

また、個々の子育て家庭や子どもの状況に合ったサービスの提供を推進します。

さらに、保育サービスや保健活動、子育て家庭同士の交流の場では解決できない多様な子育て不安や悩みを専門的な相談に結びつけられる相談や情報提供体制を整備し、子育てへの不安や負担の軽減に努めます。

《 施策展開 》

施策4-1 家庭教育の向上

施策4-2 相談・情報提供体制の整備

施策4-3 多様な保育サービスの提供

施策4-4 多様な生活を選択できる子育ての推進

施策4-5 ひとり親家庭への自立支援

施策4-6 特別な支援を必要とする子どもへの対応

施策4-7 子育てに対する経済的支援

基本目標5 子どもや子育て家庭に配慮のあるまちづくりをすすめます

地域で子どもを育てていくためには、家庭での生活環境、地域や仲間同士の協力、よりよい子育てサービスも重要となりますが、安心して育てられる環境であるかという点も欠かせない要素です。

そこで、地域で子どもを安心して育てられるよう、だれもが安心できる歩行環境、施設環境の整備や、公園や屋内施設等を整備、有効活用した親子や子ども同士で楽しく集える場づくり、さらには、子ども達の命を守るための防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、子どもや子育て家庭に配慮のあるまちづくりをすすめます。

《 施策展開 》

施策5-1 子どもにやさしい生活環境の整備

施策5-2 犯罪や交通事故等のない安全なまちづくり

施策5-3 施設の整備の推進

施策5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

第Ⅲ部 施策の展開

(白 紙)

施策体系

育つよろこび 育てるたのしさ 子育て応援のまち かみす

— ともに育もう 子と親と地域 —

基本理念
(めざす姿)

基本方針

3 2 1
【地域】 地域が子育てや子どもをあたたく見守るために
【家庭】 すべての親が安心して子育てができるために
【子ども】 すべての子どもが健やかに育つために

基本目標1 子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します

- 施策1-1 地域ぐるみで子育てを応援する体制の整備
- 施策1-2 子育て家庭の交流の場や機会づくり
- 施策1-3 地域での子どもの居場所づくり

基本目標2 子どもの権利を守り、「生きる力」を育みます

- 施策2-1 子どもの個性を育む活動の推進
- 施策2-2 学校教育の推進
- 施策2-3 就学前・幼児教育の推進
- 施策2-4 次世代を育む親の育成
- 施策2-5 子どもへの虐待防止
- 施策2-6 いじめ・不登校への対応

基本目標3 母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します

- 施策3-1 子どもや母親の健康の確保
- 施策3-2 子どもへの医療対策の充実
- 施策3-3 思春期保健対策の推進
- 施策3-4 食育の推進

基本目標4 安心して子育てのできるサービス・支援の充実を図ります

- 施策4-1 家庭教育の向上
- 施策4-2 相談・情報提供体制の整備
- 施策4-3 多様な保育サービスの提供
- 施策4-4 多様な生活を選択できる子育ての推進
- 施策4-5 ひとり親家庭への自立支援
- 施策4-6 特別な支援を必要とする子どもへの対応
- 施策4-7 子育てに対する経済的支援

基本目標5 子どもや子育て家庭に配慮のあるまちづくりをすすめます

- 施策5-1 子育てにやさしい生活環境の整備
- 施策5-2 犯罪や交通事故等のない安全なまちづくり
- 施策5-3 施設の整備の推進
- 施策5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 1

子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します

施策 1-1 地域ぐるみで子育てを応援する体制の整備

子育て中の親子を応援するために、市ではサービスの担い手となるだけでなく、子育て支援ボランティアの育成に努めるほか、ファミリーサポートセンターにおいて、相互に支える活動を促進します。

また、民生委員・児童委員による各種活動をはじめ、さまざまな地域活動団体と協力し合い、誰もが子育てに関心を持ち、地域の一員として、子育て家庭を見守り・支え合う子育て支援体制の構築をめざします。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ ファミリーサポートセンターの運営のほか、各種団体の育成及び活動を支援します。
地 域	→ 団体の活動へ協力したり、連携して活動を盛り上げます。
子 育 て 家 庭	→ 各種団体等の行う地域での子育て支援を利用するほか、団体の活動の場で、子育て家庭同士の仲間づくりを進めましょう。

◎ 実施事業

1-1-1：地域活動組織促進事業（母親クラブ）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童(0～5 歳)・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童館行事に協力したり、地域の遊び場等の点検を行う母親クラブ活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
組織数:3 団体	→ 組織数:7 団体

1-1-2：ファミリーサポートセンター

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童(0～5 歳)・小学生

〔 事業の実施概要 〕

育児の支援を受けたい人で行いたい人を会員として組織し、保育所(園)への送迎や一時的な預かり等育児に関する援助活動を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
設置か所:1 か所 (本部:1 か所、 支部:1 か所)	→ 継続実施

1-1-3：子育てサークルの育成・支援

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前・就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

子育て体験や関連情報を共有するとともに、活動を通じて親としての自己啓発を図る仕組みとして、組織づくりや活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
マタニティサークルの 育成 年 4 回実施 さくらんぼくらの 支援 年 12 回実施	継続実施

1-1-4：ボランティア組織の支援

担当：市民協働課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

「市民活動支援センター」等の活動拠点の提供や、市民活動情報「ねっとかみず」による情報提供の場の提供等、ボランティア活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
子育て支援の登録 団体数:3 団体	継続実施

1-1-5：民生委員・児童委員の活用

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

担当する地区内において、個別援助、児童健全育成、子育て支援等の活動を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施 (132 人)	継続実施

施策 1-2 子育て家庭の交流の場や機会づくり

地域に開かれた保育所(園)等をはじめ、子育て支援拠点づくりの一つとして、子育て相談、園庭開放、交流事業等を推進し、遊び、生活習慣といった具体的な指導・援助を行い、子育ての不安や悩みの軽減を図ります。

また、身近な児童館や公民館等を活用した育児指導や講座、親子が交流できる事業を行うとともに、育児アドバイス等を受ける場や仲間づくりができる機会を設けます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 交流の場や機会づくりが身近な地域で開催されるよう、地域の施設等へはかたらきかけ、場づくりを支援します。
地 域	→ 保育所(園)・児童館等は、地域に開かれた子育て支援の拠点として子育て家庭の交流の場や機会づくりを行います。
子 育 て 家 庭	→ 交流の場等へ参加し、子育て家庭同士の仲間づくりを進めましょう。

◎ 実施事業

1-2-1：保育所(園) 地域活動事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育所(園)と連携を図りながら、専門的な機能を活かし、世代間交流や異年齢交流等を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
3 か所	継続実施

1-2-2：保育所(園) 地域子育て支援拠点事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前・就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育所(園)において、子育て家庭等に対し子育て不安に対する相談や指導、子育てサークル等への支援等を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
7 か所	11 か所

1-2-3：つどいの広場事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

子育て中の親子が、気軽に交流や相談ができる「つどいの場」を身近な場所に設置し、子育て中の親子に対して、気軽に相談、交流ができる場を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
3 か所	7 か所

1-2-4：保育所（園）の園庭開放

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育所（園）の園庭開放により、身近で、安心して子どもたちが集い、自由に遊ぶことができる場の確保に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
9 か所	継続実施

→

1-2-5：保育所ふれあいサロン事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

子育て中の親子に対して、気軽に相談、交流ができる場を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
1 か所	継続実施

→

施策 1-3 地域での子どもの居場所づくり

子どもが安全に、かつのびのびと過ごすことができる遊び場や居場所を確保するため、公園や緑地の整備を行うとともに、校庭、体育館等の施設開放、公民館や児童館等を活用し、子どもの居場所の拡充を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 身近な地域での子どもの居場所づくり確保されるよう、既存施設の活用や必要な整備を図ります。
地 域	→ さまざまな機会によって、子どもの居場所が確保されるよう、場の提供や地域活動等のボランティアに協力しましょう。
子 育 て 家 庭	→ 身近な地域での居場所を知り、積極的に活用しましょう。

◎ 実施事業

1-3-1：児童館等の体験活動

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童館等で、各種行事へのボランティア参加や就業体験を通じて、子どもの交流を広げ、自主活動の促進や社会性を育成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) ボランティア: 923 人 就業体験: 56 人	継続実施

→

1-3-2：児童館等地域交流事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

各児童館等で、運動会・こどもまつり・お楽しみ会等各種季節行事を実施し、地域交流を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
6 か所	→	7 か所

1-3-3：放課後子ども教室の推進

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

子どもを地域全体で育むため、学校等を活用し、地域の方々のボランティア活動により、週末の子ども達の居場所づくりのために、さまざまな体験活動を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
8 か所	→	10 か所

基本目標2

子どもの権利を守り、「生きる力」を育みます

施策2-1 子どもの個性を育む活動の推進

子ども達がスポーツに親しんだり、芸術・文化に接する機会や自然環境での体験したりすることで、心身の健康の保持増進や豊かな感性、創造性を育む機会の充実を図ります。

また、海外の学校と交流を通じて外国の生活習慣や異文化等に触れることで、相互理解を深め、世界的視野を広げる取り組みを推進します。

そのほか、高齢者等の多世代とふれあう機会の提供や地域におけるボランティア活動や子ども会活動を支援し、社会奉仕の重要性や協調性、思いやりの心を育む機会となるよう努めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 健全育成にむけて、各種活動やイベント等を支援します。
地 域	→ 市内で開催される各種活動の推進にむけて、協力し合います。
子 育 て 家 庭	→ さまざまな体験機会に参加しましょう。

◎ 実施事業

2-1-1：作文発表会の実施

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童生徒が、ひとつのテーマにそって自らの考えや主義・主張を発表する作文発表会の実施することにより、体験と考える力・生きる力を育みます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校 高校：3 校	→ 継続実施

2-1-2：子ども会健全育成事業

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

児童の健全育成のため、子ども会の活動費を助成し、指導者、リーダーの育成に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
113 か所	→ 継続実施

2-1-3：高校生会の育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：高校生

〔 事業の実施概要 〕

高校生会を育成し、高校生の創意と行動力を生かしたボランティア活動の参加を促進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
神栖高校 柳川高校リーダーズ	継続実施

2-1-4：子ども読書活動の推進

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

各小中学校で子ども読書活動の推進し、本を通して子どもの健全育成を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

2-1-5：(財)文化・スポーツ振興公社の効果的活用

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

市と公社が一体となって、スポーツ諸事業の推進を図るとともに、スポーツ施設の管理・運営とスポーツ事業の企画・運営を委託し、市民の効果的な利用促進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
公社自主事業 40 教室等 20 大会	継続実施

2-1-6：ファミリースポーツの振興

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

家族でスポーツレクリエーション活動に親しむ機会として、ウォークラリー大会や親子フットボール大会等を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
公社自主事業 各 1 回実施	継続実施

2-1-7：総合型地域スポーツクラブの育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

単発なスポーツ教室から、自発的なスポーツ活動の継続を維持するために、活動拠点の確保と指導者の提供に努め、スポーツクラブを育成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	実 施

2-1-8：スポーツ・レクリエーション関連団体の支援・育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

神栖体育協会を中心としたスポーツ団体を育成・強化することにより、スポーツを愛好する個人やグループの活動推進につなげます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
加盟 27 団体 スポーツ団体 26 スポーツ少年団 1	継続実施

→

2-1-9：スポーツ・レクリエーション指導者の人材確保・育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

スポーツ活動の振興を図るため、国・県等が実施する研修会等に積極的に参加するよう奨励することで、指導者を確保し、市のスポーツ活動の振興につなげます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
体育指導員等参加 実施	継続実施

→

2-1-10：子ども講座の開催

担当：中央公民館

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

児童生徒の多様な学習意欲に応えるための講座を前期、後期を通して10講座開設し、学習機会の場を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
1 か所	2 か所

→

2-1-11：芸術鑑賞機会及び文化活動の充実

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

市民の創作活動の振興と豊かな情操を育むため、鑑賞の機会を提供するとともに、各種文化活動の場と機会の提供を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
芸術祭及び 市美術展の開催	継続実施

→

2-1-12：中学生海外派遣交流事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：中学生

〔 事業の実施概要 〕

平成3年度からユーリカ市と姉妹都市締結後、翌年度から交流事業を開始し、中学生による相互訪問を実施しています。

ホームステイを通じ、外国の人々との友好親善を図るとともに、国際的視野を広め、神栖市の発展に貢献できる人材を育成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	実 施

→

2-1-13：自然保護意識の啓発

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

学校教育や生涯学習や広報等の情報提供により、自然環境の保護に対する意識を啓発します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

→

2-1-14：環境意識の啓発

担当：環境課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

環境保全をテーマとする記事の広報紙への掲載や意識啓発用パンフレットの発行等により環境意識の高揚を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

→

2-1-15：児童体験交流事業

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

夏休みを利用して農業体験や自然とのふれあいを通して、市内小学生間での交流を深めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
募集人数：60 人	継続実施

→

2-1-16：高齢者と子どもの交流イベントの開催

担当：学務課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

福祉施設訪問学習の実施のほか、学校給食や運動会等が高齢者を招待するほか、高齢者クラブ等との連携により、イベント等を通じた世代間交流を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

→

施策2-2 学校教育の推進

少人数授業や総合学習、外部人材活用等による多様なプログラムを積極的に取り入れることで、子どもが自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決していける能力を育みます。

また、開かれた学校づくりのため、学校教育自己診断の実施や学校評議員制度の活用により、保護者や地域社会との連携を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの心のふれあいを大切にした教育活動を展開します。

そのほか、小・中学校での自然とふれあう教育を通して豊かな情操を育てるために、ボランティア活動等を通じた福祉教育の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 基礎学力向上をはじめ多様な教育プログラムを検討します。
地 域	→ 小・中学校では、さまざまな教育の実践のほか、開かれた学校づくりをすすめます。
子 育 て 家 庭	→ 家庭と地域（学校）が連携し、よりよい学校づくりをすすめましょう。

◎ 実施事業

2-2-1：学力向上支援体制の充実

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

市採用教諭による少人数指導、チーム・ティーチング(TT)等の積極的な導入により、個々に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
学習指導補助員 小学校：43 人 学習指導補助教員 中学校：11 人 TT：3 人	市採用教諭：6 人 学習指導補助員 小学校：34 人 学習指導補助教員 中学校：11 人 TT：2 人

2-2-2：基礎を理解するため指導計画の改善・充実

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

基礎・基本の確実な定着のため、児童・生徒の実体に応じ、指導計画の見直しや指導方法の工夫・改善、評価基準の見直しを行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

2-2-3：英語教育支援事業

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

英語教育の充実を図るため、英語指導助手（ALT）を配置します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：3 人 中学校：8 人	→ 継続実施

2-2-4：外部人材の活用

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

各小中学校の活性化を図るため、外部人材を積極的に活用します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-5：情操・福祉教育の充実

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

ボランティア活動等を通じ、各小中学校において、情操・福祉教育の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-6：道徳教育の時間の確保

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

年間35時間の道徳の時間の確保や心のノートの効果的な活用により、各小中学校での道徳教育の充実に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-7：地域に根ざす開かれた学校づくりの推進

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

学校、家庭、地域が連携・協力し、学校評議員制度や定期的な学校公開等、開かれた学校づくりを推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
学校評議員委員会 3 回実施 小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-8：日本語指導教室（わくわくワールド）

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

外国人児童生徒等に日常生活を送るうえで必要な日本語力や生活習慣を身につけるための教室を開催し、安心して学校教育が受けられるよう支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
1 教室設置	→	継続実施

施策 2-3 就学前・幼児教育の推進

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。

そのため、乳幼児期の発達に即した保育・教育の充実に努め、ゆとりある教育環境の創出を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象		役 割 の 概 要
神 栖 市	→	公立保育所での幼児学習や私立保育園での幼児教育充実に支援
地 域	→	各保育所（園）・幼稚園での幼児教育を実施
子 育 て 家 庭	→	各保育所（園）・幼稚園での教育をもとに家庭教育を実施

◎ 実施事業

2-3-1：幼児期学習の促進

担当：学務課・教育指導課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

学校との連携や情報交換、保育士の研修等を実施し、幼児の発達の特性実情を考慮した適切な指導計画及び指導方法の充実に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
幼稚園：9 園 保育所（園）：21 か所	→	継続実施

2-3-2：私立保育園への助成（民間保育所運営費助成金事業）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

私立保育園の振興と活動促進を図るため、各種補助事業を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
17 園	→	20 園

2-3-3：障がい児保育事業の推進

担当：学務課・こども課・教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

軽度や中程度で集団保育が可能な障がいのある子どもを、幼稚園や保育所（園）で受け入れます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
幼稚園:9 園 保育所(園):21 か所	継続実施

2-3-4：幼・保・小会議の開催

担当：教育指導課・学務課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生

〔 事業の実施概要 〕

各保育所（園）・幼稚園・小学校における連携の強化にむけて、幼・保・小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
各小学校で開催のほか、特別支援教育支援会議を年 1 回、市で開催	継続実施

2-3-5：地域や保護者の要請に応える幼稚園経営の推進

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

地域や保護者の意見を収集、取り入れながら、ニーズに柔軟に対応した幼稚園の経営を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
9 園	継続実施

2-3-6：幼児教育相談（おはなしひろば）

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

ことばや情緒の発達に関する相談を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
設置か所:2 か所 幼児教育相談員: 10 人 (平成 20 年度) 相談件数:397 件	設置か所:2 か所 幼児教育相談員: 10 人

施策2-4 次世代を育む親の育成

青少年が、保育所(園)、児童館等で、乳幼児とのふれあい体験を通じ、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義・すばらしさを理解し、将来自立して家庭を持ち、社会の一員として自覚と責任を持って行動することができるよう取り組みを進めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 次世代を育む親の育成にむけた地域の取り組みを支援します。
地 域	→ 児童生徒が乳幼児とのふれあう機会づくりを行います。
子 育 て 家 庭	→ 家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義・すばらしさを子どもへ伝えましょう。

◎ 実施事業

2-4-1：乳幼児とのふれあい体験の創出

担当：健康増進課

[ライフステージにおける該当時期]：小学生・中学生・中学卒業後

[事業の実施概要]

学校等での希望者を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を創出します。

[基準値・目標値]

平成 21 年度	平成 26 年度
16 人参加	→ 継続実施

2-4-2：(再掲 1-3-1) 児童館等の体験活動

担当：こども課

[ライフステージにおける該当時期]：小学生・中学生・中学卒業後

[事業の実施概要]

児童館等での体験活動を通じて、乳幼児と触れ合うことにより生命の大切さを学びます。

[基準値・目標値]

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	→ 継続実施

施策2-5 子どもへの虐待防止

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の問題に適切に対応できるよう要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待の発生予防や早期発見、家族への支援ができる体制の充実を図ります。

生活の場である地域では、子どもの様子に気を配ることで児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、地域の人々と関係機関が連絡し合い、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	虐待防止への啓発のほか、市・地域・関係機関等が相互に連携を図り、早期発見・対応を実践します。
地 域	
子 育 て 家 庭	虐待や地域で孤立した状況に陥らないよう、相談支援や子育て家庭の交流の場を活用しましょう。

◎ 実施事業

2-5-1：児童相談

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

虐待による養護相談をはじめ、非行等の児童に関するさまざまな相談について、児童相談所とともに相談を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実施回数:24 回	継続実施

2-5-2：家庭児童相談

担当：健康増進課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

18歳未満の子どもと家庭に関するさまざまな問題（子どものしつけ、養育、発達に関すること等）についての相談を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

2-5-3：神栖市要保護児童対策地域協議会

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

虐待、非行等広い範囲の要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携・協力の確保を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
代表者会議:1 回 実務担当者会議:1 回 個別ケース検討会議: 随時開催	継続実施

2-5-4：養育支援訪問事業

担当：健康増進課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

こんにちは赤ちゃん事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、当該居宅において、養育に関する相談等その他必要な支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	平成 22 年度より 実 施

2-5-5：（再掲 1-1-5）民生委員・児童委員の活用

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

担当する地区内において、個別援助、児童健全育成、子育て支援等の活動を行います。

また、情報を積極的に収集し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (132 人)	→	継続実施

2-5-6：子育て支援講座での虐待防止の啓発

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童虐待等の発生予防及び早期発見のために、子育て支援講座において、児童虐待に関する情報の提供及び知識の啓発に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 1 回実施	→	継続実施

施策2-6 いじめ・不登校への対応

不登校に悩む子どもの居場所づくりや引きこもりがちな子どもへの訪問指導を実施し、子どもや子育て家庭が抱える問題の深刻化に陥ることのないよう、また、いじめやさまざまな悩みが、将来的な自立の妨げとならないよう早期対応に努めます。

また、子どもや保護者の立場に立って、気軽に相談できる教育相談窓口等の支援体制の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 子どもや保護者の心理状態を理解し、相談しやすい体制づくりをすすめます。
地 域	→ また、学校・家庭と連携しながら、子どもや保護者の立場に立って、早期解決に努めます。
子 育 て 家 庭	→ 子どもとコミュニケーションをとりながら、子どもの様子を把握しましょう。万が一いじめ・不登校の状態がみられた場合には、相談支援を活用しましょう。

◎ 実施事業

2-6-1：教育に関する悩みの相談

担当：教育指導課・文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

いじめや登校拒否等、子どもの教育上のさまざまな悩みについて相談支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
相談員： 3 人 実施回数：週 5 日	→ 継続実施

2-6-2：登校支援事業

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

登校できない児童生徒に対して、個々の悩みを聞いたり、励ましたりする機会を通して、その不安の解消に努め、自信を持たせることにより、再登校を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
登校支援教室：2 教室 登校支援相談員：10 人 (平成 20 年度) 通級者数：26 人 相談者数：331 人	→ 登校支援教室：2 教室 登校支援相談員：10 人

基本目標3

母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します

施策3-1 子どもや母親の健康の確保

妊娠初期から出産後の子どもの疾病及び発育・発達について、訪問指導や健康相談等を実施し、よりよい育児環境を整えられる支援体制の充実を図ります。

また、不妊に関する悩みに対して気軽に相談できる体制を整え、不妊治療についての正しい情報を提供し、不妊で悩む夫婦に対しての支援を行います。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 妊娠・出産時期から、母子が安心して生み育てられるよう保健活動の充実を図ります。
子 育 て 家 庭	→ 必要な保健サービスを活用するほか、セミナー等に参加し、パパ・ママになることについて正しい知識を得ておきましょう。

◎ 実施事業

3-1-1：母子健康手帳の交付

担当：健康増進課

[ライフステージにおける該当時期]：出生前

[事業の実施概要]

母子の保健情報の要として、届出時に交付し、医療・育児に関する情報を提供します。

また、記録の指導、手帳の活用を推進し、予防及び保健指導の強化を図ります。

[基準値・目標値]

平成 21 年度	平成 26 年度
交付数:1,056 件 22 週以降の届出数: 18 件 飛び込み出産なし	→ ・22 週以降の妊娠届出数の減少 ・飛び込み出産をなくす

3-1-2：マタニティーキーホルダー・ステッカー配布

担当：健康増進課

[ライフステージにおける該当時期]：出生前

[事業の実施概要]

快適な妊娠生活が送れるよう、母子手帳交付時に一緒に配布し、活用を促します。

[基準値・目標値]

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	→ 実 施

3-1-3：母子講演会の開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前・就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

妊婦・産婦・乳幼児を持つ保護者等を対象に参加者が関心のあるテーマについて講演会を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
40 人	→	継続実施

3-1-4：母乳相談

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

満 1 歳5か月までの乳幼児とその母親を対象に、母乳に関することや授乳方法のほか、不安や心配事についてアドバイスを行います。
（※予約制）

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 10 回開催 50 人	→	継続実施

3-1-5：育児相談

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

満 1 歳5か月までの乳幼児（22年度より就学前）と保護者を対象に、乳児の成長発達と保護者の健康や育児を支援する相談を行います。
また、保護者同士の仲間づくりの場として活用します。（※予約制）

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 10 回開催 200 人	→	継続実施

3-1-6：特別支援教育の充実

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

「ことばと発達の治療相談」として、ことばと発達に遅れのある幼児に、専門的な治療や相談を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
1 か所 月 3 回実施 利用延人数 175 人	→	継続実施

3-1-7：こんにちは赤ちゃん事業

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する助言や情報提供を行います。
また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実施率：95.5% （4～7 月平均） 968 人	→	全戸訪問の実施

3-1-8：訪問指導

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

医療機関、他関係機関との連携を図り、こんにちは赤ちゃん事業の訪問対象以外を対象とし、悩みや不安、育児等に対する保健師による訪問指導を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
636 人	→	継続実施

3-1-9：妊婦一般健康診査の助成

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

母子保健法に規定されている妊婦を対象とした医療機関における健康診査にかかる費用を助成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (全 14 回)	→	受診率：90%以上 (1～14 回)

3-1-10：乳幼児健診の実施

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

疾病の早期発見、早期治療を図るため、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした集団健診を行います。また、各種健診・検査の結果に基づく円滑な対応に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
4か月児健診：95.1% 1歳6か月児健診：89.1% 3歳児健診：83.6%	→	受診率：100%

3-1-11：乳児委託健康診査

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

乳児を対象に、疾病の早期発見、早期治療を図るため、6～7か月[1回目]、9～11か月[2回目]の2回診査を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
受診率： 1 回目 75.8% 2 回目 67.1%	→	各回の受診率： 90%以上

3-1-12：マタニティーセミナーの開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

初妊婦を対象に、栄養・出産の流れ・必要物品・妊婦体操・呼吸法等について知識を得る機会を設け、安心して出産に臨めるよう支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 4 回 57 人	→	継続実施

3-1-13：ニューファミリーセミナーの開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

初妊婦及びその家族を対象に育児や産後のサポートについての講話及び沐浴実習や育児全般の知識の普及に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 4 回 191 人	→	継続実施

3-1-14：歯磨き指導

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

希望のある幼稚園、保育所（園）において、親子一緒に歯磨き指導を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 2 回 308 人	→	継続実施

3-1-15：2 歳児歯科健診

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

2歳児を対象とした歯科健診、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康教育・健康相談を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 12 回実施 484 人	→	継続実施

3-1-16：健康教育の推進-歯科保健対策の推進

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

各小中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→	継続実施

3-1-17：健康教育の推進-小児生活習慣病予防の推進

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

肥満等により指導が必要な児童・生徒に対する生活習慣病予防のための指導を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→	継続実施

3-1-18：かみす健康ダイヤル 24

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

子どもの病気や育児に関することについて、医師や看護師等専門スタッフが24時間フリーダイヤルで相談対応します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 3,000 人	→	継続実施

3-1-19：不妊治療の助成

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

不妊治療を受けた方へ、費用の一部助成を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	実 施

3-1-20：不妊相談及び情報提供

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

保健師による窓口や電話による相談、パンフレットの配布等の情報提供を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
随時実施 (電話及び窓口相談)	→	継続実施

施策 3-2 子どもへの医療対策の充実

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置が大変重要であることから、親を対象とした教室の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及に努めます。

また、近隣市との連携により、医療体制を整備に努めます。

《 施策における役割分担 》

対 象		役 割 の 概 要
神 栖 市	→	近隣市との連携により、小児医療体制を整備に努めます。
地 域	→	身近な医療機関（かかりつけ医）として医療を提供するほか、在宅当番医制の充実に協力します。
子 育 て 家 庭	→	子どもの事故防止・救急医療について積極的に知識を得、家庭や地域での事故防止や医療への早期対応に努めましょう。

◎ 実施事業

3-2-1：各種予防接種

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

〔 基準値・目標値 〕

子どもにとって特に予防が必要とされる病気に対して、法律に定められたワクチンの接種を実施します。

三種混合 3か月～1歳6か月

ポリオ 3か月～1歳6か月

BCG 6か月未満

MR混合（1期）1歳～2歳

（2期）6歳

（3期）13歳

（4期）18歳

二種混合 12歳

日本脳炎 （1期）3歳～4歳

（2期）12歳

平成 21 年度	平成 26 年度
（20 年度実績） 三種混合： 初回 1・2・3 回目 84.7% BCG： 77.6% ポリオ： 97.3% MR 混合： 75.0% 二種混合： 99.0% 日本脳炎： 希望者のみ	接種率 100%

3-2-2：子どもの事故防止・救急医療等啓発事業

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

〔 基準値・目標値 〕

子どもの発達段階にあわせた事故防止のため、4か月児健診の時に冊子配布するほか、子どもの救急医療について小児科医による講演会を行い、知識の普及を図ります。

平成 21 年度	平成 26 年度
配付人数 948 人 講演会 年 1 回実施	継続実施

3-2-3：小児救急医療体制・在宅当番医制の充実

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

〔 基準値・目標値 〕

在宅当番医制の充実を図り、休祭日の医療需要に対応する体制の整備を推進します。

また、夜間小児救急体制を確立します。

平成 21 年度	平成 26 年度
夜間小児救急医療患者： 715 人 在宅当番医制利用患者： 415 人	継続実施

施策 3-3 思春期保健対策の推進

好奇心やストレス等のさまざまな要因で、喫煙、飲酒、薬物乱用といった危険行動に陥りやすい思春期の子どもに寄り添い、問題解決に取り組むための相談体制の充実を図るとともに、喫煙や薬物の有害性についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 必要な情報の啓発を行うほか、各種活動を支援します。
地 域	→ 学校での相談支援のほか、青少年の健全育成・非行防止のための各種活動を行います。
子 育 て 家 庭	→ 家庭内でも喫煙、飲酒、薬物乱用等について注意を促しましょう。

◎ 実施事業

3-3-1：スクールカウンセラー

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学校・中学校

〔 事業の実施概要 〕

小・中学校において、児童・生徒やその保護者等に対し、スクールカウンセラーが各種相談に応じます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：1 校 中学校：8 校 相談員：4 人	→ 小学校：1 校 中学校：8 校 相談員：8 人

3-3-2：心の教室相談

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：中学生

〔 事業の実施概要 〕

中学校へ相談員を派遣し、思春期の生徒の不安や悩み、ストレスの解消への相談に応じます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
中学校：5 校 相談員：5 人	→ 中学校：8 校 相談員：8 人

3-3-3：健康教育の推進-健全育成対策

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

エイズ教育、たばこ、薬物乱用、インフルエンザ対策等健康に対する認識を高めるため、特別授業の実施及び提供ポスター等の学校配布を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
医師、外部講師による講習会の実施 幼稚園：8 園 小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

3-3-4：思春期講演会の開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

思春期における児童生徒への対応等について、講演会を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
40 人	継続実施

施策 3-4 食育の推進

保健師や栄養士等による離乳食・幼児食講座や各種教室の開催、教育課程における家庭科、生活科での食に関する知識と関心を醸成する学習を推進するとともに、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 食生活改善推進員の育成をはじめ、食育に関する各種活動を支援し、市民（子育て家庭）の健康増進を図ります。
地 域	→ 地域や家庭で、食についての正しい知識や生活習慣を身につけましょう。
子 育 て 家 庭	→

◎ 実施事業

3-4-1：食育事業

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

栄養士・保健師による育児相談・健診・離乳食教室等で情報の提供と啓発するほか、食生活改善推進員による親子教室を開催します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
食育講演会：109 人 離乳食教室：90 組 （親子）	継続実施

3-4-2：食生活改善推進員連絡協議会の支援

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

地域社会の食生活改善に関する組織活動の育成を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
①会員が講師となる教室：年 6 回 137 人 ②会員の講習会：年 5 回 114 人	継続実施

3-4-3：学校給食の充実

担当：教育総務課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

児童・生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を促すとともに、正しい食習慣を習得するため、学校給食の内容の充実、並びに施設・設備の充実、衛生管理の強化を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	継続実施

基本目標 4

安心して子育てのできる サービス・支援の充実を図ります

施策 4-1 家庭教育の向上

子育てを通して家庭や地域住民がともに成長できる機会となるように、学校教育ではなかなか得られない、親子で参加できるふれあい事業の開催のほか、各種講演会や講座を開催し、健全な親子関係の育成や、家庭環境の充実を図り、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 子どもの成長段階に応じた家庭教育についての知識や情報を得る機会づくりを行います。 また、各校の PTA を支援します。
地 域	
子 育 て 家 庭	→ 家庭で教育の重要性を理解し、子どもとのふれあいやしつけを行います。

◎ 実施事業

4-1-1：ブックスタート事業

担当：中央図書館・健康増進課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

「こんにちは赤ちゃん事業」の2か月児訪問時に、メッセージとともに絵本、アドバイス集等を配付し、絵本を通して、赤ちゃんと保護者のふれあいの大切さを伝えます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
配付数 約 1,200 冊	→ 継続実施

4-1-2：家庭教育学級の充実

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

「神栖市家庭教育学級開設要項」に基づき各幼稚園、各小中学校を拠点に、講演会や子育て講座への参加を募り、家庭教育の向上を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
幼稚園：8 園 小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

4-1-3：子育て講座事業

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供するため、各種子育て講座を開催します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
就学時講座： 16 回 ふれあい子育て講座：2 回 思春期講座： 1 回 学童期子育て講座： 1 回 各学級による自主事業	→ 継続実施

4-1-4：子育てサポーターの託児設置

担当：中央公民館

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

年3回市民カレッジを開催するに当たり、子育て中の市民が参加しやすい環境づくりを促進するために、子育てサポーターによる託児を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	→ 3 か所

4-1-5：PTA 活動の支援

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

子どもを育てる家庭教育力の向上とともに、家族のあり方を考える機会の提供を図るため、神栖市PTA連絡協議会を通じて各園、各校のPTAを支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
幼稚園： 8 園 小学校：16 校 中学校： 8 校	→ 継続実施

施策4-2 相談・情報提供体制の整備

子育てについての制度紹介、子育てに関する各種情報提供の充実を図ります。

子育て中の親からの育児に関するさまざまな相談に対し、各種相談事業を実施し、悩みや育児不安の軽減を図るとともに、妊産婦及び乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育て等に関する相談に応じます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 市の保健活動とも連携を図りながら、さまざまな活動機会・手段を通じて子育てに関する情報を提供します。
地 域	→ 市の子育て情報を理解し、地域の子育て拠点や活動において、積極的に子育て情報を提供します。
子 育 て 家 庭	→ さまざまな機会・手段を通じて子育て支援に関する情報を入手し、必要に応じて利用しましょう。

◎ 実施事業

4-2-1：子育てガイドブックの作成

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

子育てガイドブックを作成し、子育てにかかわる施設やサービス、健診等に関する利用情報を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
子育て便利帳 3,000 部	子育てガイドブックと 名称を変更し、 内容の充実を図る

4-2-2：情報提供環境の整備

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

広報紙、ホームページ等を通じて、子どもに関する保健、医療、相談、保育サービスや各種制度・事業等の情報を迅速に提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-2-3：子育てカウンセラー相談事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

臨床発達心理士カウンセラーによる子育て相談を実施します。（※予約制）

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施 (月 2 回開催)	継続実施

施策 4-3 多様な保育サービスの提供

就学前児童については、保育所(園)の定員増や新しい施設整備等により待機児童の解消を図るとともに、勤務形態の多様化に対応するため、一時預かり保育、延長保育を柔軟に実施する等多様な保育サービスの利用意向に対応します。また、民間の活力による事業実施の検討も進めます。

小学生に対しては、保護者の就労等で、放課後の保育に欠ける児童に対し、放課後児童クラブにおいて、その安全を守り、集団生活の中で心身共に健全な成長を支援します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 市の保育サービスの現状を把握し、必要なサービスの整備にむけて検討を図り、地域の事業者へはたらきかけます。
地 域	→ 子育て家庭の保育ニーズに合わせて、必要なサービスを提供します。
子 育 て 家 庭	→ 各子育て家庭で利用可能なサービスを利用しましょう。

◎ 実施事業

4-3-1：通常保育事業の拡充

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の労働または疾病等により、家庭において、児童を保育することができない保護者に代わり、保育所（園）で保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
21 か所 (定員数:2,255 人)	24 か所 (定員数:2,435 人)

4-3-2：延長保育

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所（園）において通常の開所時間を越えて保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
18 か所	21 か所

4-3-3：休日保育

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

日曜、祝日等休日の保育ニーズに対応するため保育所（園）において休日に保育を行います。

（※ 実際の実施箇所は4か所ですが、合同で実施している園もあることから、5か所と表記します。）

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
5 か所※	継続実施

4-3-4：夜間保育

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所（園）において夜間に保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	1 か所

4-3-5：一時預かり事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

就労形態の多様化また、専業主婦の育児疲れや急病等に対応するため、保育所（園）において一時的な保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
17 か所	→	21 か所

4-3-6：特定保育事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の就労形態の多様化に伴い、週2、3日程度または午前か午後のみ等柔軟な保育する特定保育事業の整備にむけて取り組みます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	1 か所

4-3-7：病児・病後児保育事業（派遣型）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生

〔 事業の実施概要 〕

保護者の労働等の理由により家庭での保育ができない場合、その家庭または保育士、看護師等の居宅において保育を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
ファミリーサポートセンター事業の一環として実施	→	継続実施

4-3-8：病児・病後児保育事業（施設型）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の労働等の理由により家庭での保育ができない場合、保育所（園）、病院等の施設において適当な設備を備えることにより、保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
5 か所	→	継続実施

4-3-9：子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において、児童を一時的に短期間（7日間程度まで）預かります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
—	→	実施検討

4-3-10：子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において、児童を一時的に預かります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
—	→	実施検討

4-3-11：事業所内保育施設の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

事業所内保育施設の導入にむけて働きかけるとともに、保育施設運営への支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
5 か所	→	継続実施

4-3-12：乳児保育事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

産前産後休業や育児休業終了後の就労等、子育て家庭のニーズに対応するため、0歳児からの保育事業の拡充を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
19 か所	→	21 か所

4-3-13：保育所（園）の優先入所

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

ひとり親家庭の親が就労できるように優先的に保育所（園）への入所を行っています。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
21 か所	→	24 か所

4-3-14：保育サービス評価事業の導入

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価し、子育て家庭が保育サービスを選択する際に役立てます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
1 か所	→	継続実施

4-3-15：放課後児童健全育成事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

保護者が就労等により、放課後の家庭が常時留守になる概ね10歳未満の児童に対し、放課後児童クラブ室において保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
16 か所	→	継続実施

4-3-16：幼稚園における預かり保育事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

在籍している幼児を対象とし、通常の教育時間終了後の預かり保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
9 園	→	継続実施

施策 4-4 多様な生活を選択できる子育ての推進

男女共同参画による子育てを推進し、男性の子育てへの参加を促進するため、性別による固定的な役割分担意識や仕事優先の意識の改革をはじめ、市民や事業所等へ労働時間、育児休暇の取得促進等の制度について、広報・啓発活動による周知を図り、共に喜びと責任を分かち合い、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの実現にむけて相談や啓発活動を推進します。 また、労働時間、育児休暇の取得促進等に関する制度の周知を行います。
地 域	→ 事業所等において、労働時間の短縮、育児休暇の取得促進等に取り組めます。
子 育 て 家 庭	→ 男性の子育てへの参加等、家庭や地域の協力を得ながら、子育てを行います。

◎ 実施事業

4-4-1：女性総合相談

担当：市民協働課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

女性のための全般的な困りごと悩みごとに、相談員が、面接・電話相談を通じてカウンセリングを行い、問題解決を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 相談件数:111 件	継続実施

4-4-2：神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）の推進 担当：市民協働課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるよう、神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）に基づき、男女共同参画を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
計画の認知度 (平成 19 年度実績) 4.7%	継続実施 (平成 23 年度目標) 10.0%

4-4-3：男の料理教室の開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

男性が料理に親しみ、家庭での男女共同参画への認識を深める機会をつくるために「男の料理教室」を開催します。

(※ 潮来保健所管内で持ち回り実施)

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
1 回実施※ 参加者 30 人	継続実施

4-4-4：男女共同参画・雇用、育児等に関する制度の広報、啓発

担当：商工観光課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

公共施設への資料の配付や広報紙等を通じ、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法を周知します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-4-5：人権感覚の育成、人権意識の高揚 担当：社会福祉課・文化スポーツ課・教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

人権感覚を身につけ、人権意識の高揚を図るため、学校・社会教育の場における人権教育の充実を図るとともに、広報やパンフレット等による情報提供、意識啓発を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
社会教育委員、 社会教育指導員、 関係職員の研修等 リーダー育成	継続実施

施策4-5 ひとり親家庭への自立支援

母子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、ひとり親家庭における育児等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう民生委員・児童委員や関係機関と協力して、相談体制、自立支援の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ ひとり親家庭における育児・就業等への支援を行います。
地 域	→ 市及び関係機関が協力して、ひとり親家庭の自立を支援します。
子 育 て 家 庭	→ 保育サービスや支援を活用し、自立した生活をめざしましょう。

◎ 実施事業

4-5-1：母子家庭等の親への自立・就業支援

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

母子自立支援員を配置し、母子家庭等の親に対する自立・就業の支援及び相談体制の整備、指導の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施 (母子自立支援員1人)	継続実施

4-5-2：ひとり親家庭の医療費の助成

担当：国保年金課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

ひとり親家庭の児童・親を対象に医療費の補助を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 受給者:3,157 人	継続実施

4-5-3：母子寡婦福祉会の育成・支援

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

神栖市母子寡婦福祉会を育成強化するとともに、補助金を交付し、活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-5-4：（再掲 4-3-13）保育所（園）の優先入所

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

ひとり親家庭の親が就労できるように優先的に保育所（園）への入所を行っています。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
21 か所	→	24 か所

施策 4-6 特別な支援を必要とする子どもへの対応

地域において、身体、知的障がいのある子どもをはじめ、情緒、行動面等に何らかの支援が必要な子ども一人ひとりの立場に立って、相互理解に努めるとともに、適切な保育、教育を行います。また介護を必要とする児童に対しては、子どもや保護者の意思を尊重しながら、介助員を派遣し、就学指導や進路指導、特別支援教育の充実を図り、子ども達の自立を支援します。

そのほか、福祉相談・サービスに関する情報を市や社会福祉協議会のホームページに掲載し、情報内容の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 障がいのある子どもへの必要な支援を行います。
地 域	→ 特別支援学級等において、必要な教育支援を行います。 誰もが共に暮らす地域社会の実現にむけて、障がい等への相互理解に努めます。
子 育 て 家 庭	→ 相談支援等を利用しながら、必要な支援を利用しましょう。

◎ 実施事業

4-6-1：特別児童扶養手当の支給

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	継続実施

4-6-2：障がい児福祉手当の支給

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (50 人)	→	継続実施

4-6-3：心身障がい児童養育費の給付

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

特別支援学校等に通う義務教育中の児童で、神栖市に1年以上居住している児童について、養育費を支給します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (61 人)	→	継続実施

4-6-4：障がい児通園事業

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生

〔 事業の実施概要 〕

障がいのある子どもに対し、日常の基本動作・機能回復訓練・集団生活への適応訓練等を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
2 か所	→	継続実施

4-6-5：特別支援教育の充実-知的障がい特別支援学級

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校:13 校 中学校: 7 校	→	小学校:16 校 中学校: 8 校

4-6-6：特別支援教育の充実-言語障がい特別支援学級

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校:11 校	→	小学校:15 校

4-6-7：特別支援教育の充実-自閉症・情緒障がい特別支援学級

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校:15 校 中学校: 8 校	→	小学校:16 校 中学校: 8 校

4-6-8：特別支援教育の充実-介助員による教育支援

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が市内の小学校を希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育及び支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校：13 校 29 人配置 中学校：1 校 1 人配置	→	小学校：16 校 25 人配置 (現状に応じ配置)

4-6-9：障がい児等の各種相談

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

身体的障がい、知的障がい及び精神障がいの相談を社会福祉協議会に委託して行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	継続実施

施策 4-7 子育てに対する経済的支援

出産分娩費用等医療費の一部の助成や保育費用の軽減、私立幼稚園の入園料の減免、手当の支給等、子育てに対する経済的支援を行い、費用負担の軽減を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象		役 割 の 概 要
神 栖 市	→	各種制度に基づいて、子育て家庭への経済的な支援を行います。
子 育 て 家 庭	→	支援の受けられる制度を活用し、経済的な負担軽減を図りましょう。

◎ 実施事業

4-7-1：児童手当等の支給

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・（中学生）

〔 事業の実施概要 〕

「児童手当法」に基づく手当の支給を行います。
なお「子ども手当」については、決定された制度にもとづき、実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	「子ども手当」については制度にもとづき実施予定

4-7-2：児童扶養手当の支給

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-7-3：出産費の助成

担当：国保年金課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

出産者に2万円を支給します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 支給者:993 人	継続実施

4-7-4：乳幼児・義務教育児童の医療費の助成

担当：国保年金課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

県制度未就学児に加え、県制度の所得超の世帯、または義務教育児童の医療費を補助します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 受給者:14,294 人	継続実施

4-7-5：私立幼稚園保護者負担軽減事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

公・私立幼稚園の保育料格差を減少させるべく、私立幼稚園に通園させている保護者に対し、月額7千円を補助します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実施 300 人	継続実施

4-7-6：幼児就園奨励事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

所得に応じて、就園奨励費補助金を交付し、就園促進をおこないます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実施 282 人	継続実施

4-7-7：教育費の扶助

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

- 小学校全新入学児童に対し、祝品を支給。
- 生活保護法第6条2項に規定する者、または生活保護法第6条2項に規定する者と同程度に困窮している保護者に対して、学用品、給食費等の給付。
- 特別支援学級在籍児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて、学用品・給食費等の給付。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 新入学： 1,108 人 要・準要保護： 490 人 特別支援： 222 人	→	継続実施

4-7-8：奨学金制度

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

経済的な理由により、進学が困難な者や一定の条件を有する者に対して、奨学制度の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 大学生 90 人 高校生 7 人	→	継続実施

4-7-9：教育ローン

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：高校卒業後

〔 事業の実施概要 〕

経済的な理由により、進学が困難な者や一定の条件を有する者に対して、教育ローンの利子補給等の制度の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 6 人	→	継続実施

基本目標 5

子どもや子育て家庭に配慮のある まちづくりをすすめます

施策 5-1 子育てにやさしい生活環境の整備

子どもや妊産婦をはじめあらゆる人が、安心して歩ける道路や利用しやすい公園の整備にユニバーサルデザインを取り入れるとともに、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化を行います。

また、親子で安心して外出できるよう、利用者の視点に立ち、子どもサイズの便器、トイレ内のベビーシート、授乳室の設置等、子育てに配慮した施設整備を図ります。

そのほか、子育てにふさわしい環境づくりにむけて、子ども同士や親子で楽しく遊べる拠点となる公園をはじめ、保育施設や家庭で健やかに過ごせるよう、安心・安全な生活環境の確保をめざします。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	子育て家庭をはじめ、すべての市民に配慮したまちづくりを推進します。

◎ 実施事業

5-1-1：人にやさしい道づくりの推進

担当：都市計画課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

高齢者や障がいのある人の歩行、車いすやベビーカーの通行に配慮し、県条例に基づきながら歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等、人にやさしい道づくりを推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
都市計画道路の歩道整備及び点字ブロックの敷設	継続実施

5-1-2：人にやさしい公共施設の整備

担当：施設管理課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」や「都市計画マスタープラン」に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
神之池緑地公園及びその他公園緑地の整備：4 件	継続実施

施策5-2 犯罪や交通事故等のない安全なまちづくり

子どもが交通事故にあわないように、通学路や事故多発地区、交差点における信号機や安全標識等の交通安全施設を整備するとともに、警察、保育所(園)、幼稚園、学校及び関係機関が連携・協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした交通安全教育に努めます。

また、子どもの犯罪被害防止のため、緊急避難場所となる「子ども110番の家」の拡充や自主防犯活動を行う団体を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪対策に取り組みます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 犯罪や交通事故に関する状況把握に努め、地域及び関係機関への情報提供、活動団体への支援を行います。
地 域	→ 地域における危険か所を把握するとともに、各種団体によるパトロール活動等の見守りを行います。
子 育 て 家 庭	→ 防犯や交通安全についての知識を身につけ、安全対策を実施しましょう。 家庭内でも子どもへ安全に対する注意・啓発を行いましょう。

◎ 実施事業

5-2-1：「子どもを守る110番の家」設置

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

地域防犯体制の強化にむけて、「子どもを守る110番の家」を設置し、子どもの安全を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 「110 番の家」数 1,068 か所	→ 継続実施

5-2-2：青色防犯パトロールの実施

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

地域防犯体制の強化にむけて、市内全域及び学校周辺をパトロールします。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	→ 継続実施

5-2-3：防犯・安全教育の促進

担当：学務課・教育指導課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童(3～5歳)・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

小・中学校や幼稚園、保育所において、不審者を想定した避難訓練や防犯訓練・登下校の安全確保のための防犯教室指導者講習会を開催し、指導の充実に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
保育所：4 か所 小学校：16 校	→ 保育所：4 か所 幼稚園：8 園 小学校：16 校 中学校：8 校

5-2-4：通学路の安全確保

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

学校職員、PTA校外指導委員による通学路の安全点検を行い、通学路の安全を確保します。

また、中学校区ごと6ブロックによる生徒指導連絡協議会を開催し、学校、PTA、地域の連携を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
生徒指導連絡協議会開催回数 年 2 回	継続実施

5-2-5：通学路における統合型 GIS の活用

担当：学務課・教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

統合型地理情報システム（GIS）によるサービスの提供に合わせて、交通安全や防犯で気をつけたいポイント等を整理し、地域や学校周辺の子どものための安全安心情報として活用します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	実 施

5-2-6：チャイルドシートの購入補助

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

チャイルドシートの購入促進のため、購入額の1/2（1万円を上限）を補助します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
（平成 20 年度） 422 件	継続実施

5-2-7：交通安全施設整備事業

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

通学道路や事故多発地区、交差点における信号設置の警察への要望や安全標識、道路標識等の交通安全施設の整備を推進し、交通事故を防止します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
交差点等におけるカーブミラー及び、路面標示の設置、立替：119 か所	継続実施

5-2-8：交通安全教育の実施

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

小・中学校、保育所（園）、幼稚園、公園、公民館で児童・生徒を対象とする参加型・実践型交通安全教室を開催します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
延べ実施回数 42 回	継続実施

施策5-3 施設の整備の推進

子どもが安心して学ぶことのできる施設環境の整備にむけ、施設管理として、施設の統廃合や耐震化等、施設の計画的な整備をすすめ、安全性の確保に努めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 計画的な施設整備を実施します。 整備に合わせて、学校規模の適正化のほか、幼保一元化等、サービスや健全育成への充実にむけた検討を行います。
地 域 (施設管理者)	→ 施設管理者は、子どもの安全に配慮した施設運営を図ります。

◎ 実施事業

5-3-1：学校規模の適正化

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

児童数の動向や通学・教育条件等に留意し、学区の再編または施設の充実等により、学校施設の適正化を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
基本計画を策定	実施計画を策定し 検討

5-3-2：学校施設の整備

担当：教育総務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

老朽化や耐震性等を考慮し、必要に応じて施設の整備を行い、安心・安全な学校の施設運営に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	各校の整備状況に 応じて計画的に 実施

5-3-3：幼稚園の整備

担当：教育総務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

幼児教育に適したより良い施設整備の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	各園の整備状況に 応じて計画的に 実施

5-3-4：保育所（園）の整備

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

施設の老朽化に伴う増設・改築や待機児童解消等のための整備を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	24 か所 新設：3 か所 改築：2 か所

5-3-5：児童館の整備

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童館の創設や施設の老朽化に伴う改築等の整備を行います。
また、新たな児童館の整備を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	7 か所 新設：1 か所 (若松児童館)

5-3-6：幼保一体施設の整備

担当：学務課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を整備し、地域の子育て家庭の多様なニーズに応えます。
また、幼保一体の合同活動を推進することにより、集団の中で豊かな人間性や社会性を育む子育て環境の充実をめざします。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	認定子ども園の 整備 1 か所

5-3-7：保育所の民営化の検討

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育サービスの向上や効率的な施設運営を図るため、公立保育所の管理運営の民営化について検討を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	指定管理者制度の 導入 (海浜保育所)

施策 5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する有害情報については、行政関係機関、PTA等の地域住民が連携・協力して実態を調査し、関係業界に対する自主規制の働きかけを促進します。

また、飲酒や喫煙、薬物については、使用防止にむけた啓発活動を推進し、子どもの非行防止と良好な地域社会環境づくりをめざします。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	市内の有害環境の排除にむけて、協力しながら実態を把握し、健全育成にむけた環境づくりをすすめます。
地 域	
子 育 て 家 庭	家庭内でも、子どもを取り巻く有害環境について注意を促しましょう。

◎ 実施事業

5-4-1：社会浄化活動の推進

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

青少年センターを活用し、市内の青少年に悪影響を及ぼす図書等の販売機の設置やチラシ・看板の撤去等の健全育成にむけた環境づくりをすすめます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
現在、自販機の設置はなく、捨て看板もほとんどない	現状を維持できるよう努める

5-4-2：青少年センターの充実

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

青少年の健全育成・非行防止のための機関として、定期補導、特別補導、環境整備条例の強化、あいさつ声かけ運動等の各種活動を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
青少年の健全育成・非行防止のための各種活動の実施	継続実施

5-4-3：（再掲 2-5-3）神栖市要保護児童対策地域協議会

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

虐待、非行等広い範囲の要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携・協力の確保を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
代表者会議：1 回 実務担当者会議：1 回 個別ケース検討会議：随時開催	継続実施

ライフステージの視点に基づく施策展開

本計画は、子どもを主役として、基本理念に掲げる「子育て応援」のまちをつくっていくための取り組みを進めることを目的としています。そのためには、同じく基本理念にある「みんなで子育て」を実践していく必要があります。

ここまで、5つの基本目標を柱に施策の展開を示してきましたが、「みんなで子育て」の具体的なありようを明確にするには、子どもから大人にいたる「ライフステージ」の視点で、施策・事業との関わりを見ていくことが有効と考えられます。

そこで、ライフステージの視点に基づき、施策を再整理します。

なお、ライフステージの年齢区分等はあくまでも一般的な指標です。

1 胎児～出産期（出産前）

胎児～出産期においては、保護者が安心して産み、すこやかに育てることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、胎児と母体の健康を確保するため、妊娠期からの保健指導を推進します。

また、各種事業を通じて、保護者の育児不安の解消と子どもの健康づくり、親子の間の基本的な愛着関係の形成、親子を取り巻く人々との関係づくりの支援等に取り組みます。

◎ 胎児～乳児期を対象とする主要事業

3-1-1：母子健康手帳の交付

3-1-9：妊婦一般健康診査の助成

3-1-12：マタニティーセミナーの開催

3-1-13：ニューファミリーセミナーの開催

2 乳幼児期（就学前：0歳～5歳）

乳幼児期においては、保護者が安心して子どもを育てることができるように、保育サービスをはじめとして各種サービスを充実し、子どもがすこやかに育ち、保護者が子育てと仕事等の両立ができる環境充実を進めます。

また、保護者においては、育児不安を解消し、児童虐待等を防止するため、各種の相談事業や情報提供、交流事業、保育所（園）や幼稚園の連携強化等を進め、子どもと保護者が笑顔で日々を送ることができるように支援していきます。

◎ 幼児期を対象とする主要事業

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1-1-2：ファミリーサポートセンター | 4-3-1：通常保育事業の拡充 |
| 1-2-2：保育所（園）地域子育て支援拠点事業 | 4-3-2：延長保育 |
| 1-2-3：つどいの広場事業の推進 | 4-3-5：一時預かり事業 |
| 2-3-6：幼児教育相談（おはなしひろば） | 4-3-8：病児・病後児保育事業（施設型） |
| 2-5-2：家庭児童相談 | 4-3-12：乳児保育事業の推進 |
| 2-5-3：神栖市要保護児童対策地域協議会 | 4-3-13：保育所（園）の優先入所 |
| 3-1-4：母乳相談 | 5-3-4：保育所（園）の整備 |
| 3-1-5：育児相談 | |
| 3-1-7：こんにちは赤ちゃん事業 | |
| 3-1-8：訪問指導 | |
| 3-1-10：乳幼児健診の実施 | |
| 3-1-11：乳児委託健康診査 | |
| 3-1-15：2歳児歯科健診 | |
| 3-4-1：食育事業 | |

3 学童期（小学生）

学童期は、おおむね小学生の時期としています。学童期においては、子どもの「まなび」「育ち」を支え、子どもの「生きる力」を育てていくために、家庭・地域・学校の連携と機能強化を進めます。確かな学力の育成や道徳教育の充実、体育の充実、体験学習、食育や学校保健の充実等を通じて、子どもの心と体の健全な発達を促します。

また、そのための学校施設の充実や教職員の資質の向上を推進します。家庭や地域においても、地域での子どもの居場所づくりと仲間づくりを推進し、「まなび」「育ち」の環境づくりに取り組みます。

なお、主に小学校低学年を対象として、保育の観点から、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を引き続き推進します。

◎ 学童期を対象とする主要事業

- 1-3-3：放課後子ども教室の推進
- 2-1-2：子ども会健全育成事業
- 2-2-1：学力向上支援体制の充実
- 4-1-2：家庭教育学級の充実
- 4-3-15：放課後児童健全育成事業
- 4-6-8：特別支援教育の充実-介助員による教育支援
- 5-2-4：通学路の安全確保
- 5-2-8：交通安全教育の実施

4 青少年期（中学生・中学卒業後）

「青少年」について、ここでは、おおむね中学生から中学卒業後の時期（～18歳未満）の呼称として用います。青少年期においては、学童期に引き続き、「生きる力」を育んでいくとともに、大人としての社会性を身につけていくための学習や体験の機会を充実させていきます。

特に青少年期では、家庭・地域・学校が連携し、青少年期（思春期）特有の心の問題への対応、性や喫煙、薬物等に対する正しい知識の育成等を進めます。

さらに、次代の親づくりとして、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義等、子育てについて考える機会や啓発を充実します。

◎ 青年期を対象とする主要事業

1-3-1：児童館等の体験活動

2-1-11：芸術鑑賞機会及び文化活動の充実

2-6-1：教育に関する悩みの相談

3-3-1：スクールカウンセラー

5 成人期（子育ての親）

成人期は、おおむね18歳以降の時期としています。大人として、社会を支えていく年代です。

成人期の中で、子育てをする保護者に対しては、その子どもの年齢に応じた支援が子どもと保護者の双方にあてはまっています。

また、子育てをする保護者は、地域活動等の観点からは、子育てサークルや子ども会、PTA等の中核になる年代であり、こうした活動を一層活発にし、連携を進めていくために、各種支援を行っています。

さらに、すべての人が、地域の中で子どもや保護者を支える役割が期待されることから、子育てに参加する意識や子育て・子育てへの理解を高めるとともに、協働による活動を促進していきます。

◎ 成人期を対象とする主要事業

1-1-1：地域活動組織促進事業（母親クラブ）

1-1-4：ボランティア組織の支援

4-1-5：PTA 活動の支援

4-5-1：母子家庭等の親への自立・就業支援

第Ⅳ部 計画の推進

(白 紙)

第1章 計画の周知

1 子どもへの周知

この計画は、子どもが豊かな心と主体的に生きるたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりをめざしています。

児童館・幼稚園・保育所(園)・学校等を通じて、子どもにわかりやすくこの計画の周知を図り、計画を推進していきます。

2 市民・団体等への周知

この計画は、男女が互いに尊重しあい、助け合いながら楽しく子育てをするゆとりのある家庭づくり、子どもがいきいきと学び・遊び、保護者が安心・信頼して働き・暮らせる頼もしい地域社会づくりをめざしています。

家庭、地域、事業者等、市民の主体的・積極的な取り組みを促進するため、ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成により、計画の周知に努めます。

第2章 計画の推進体制

1 行動計画の推進について

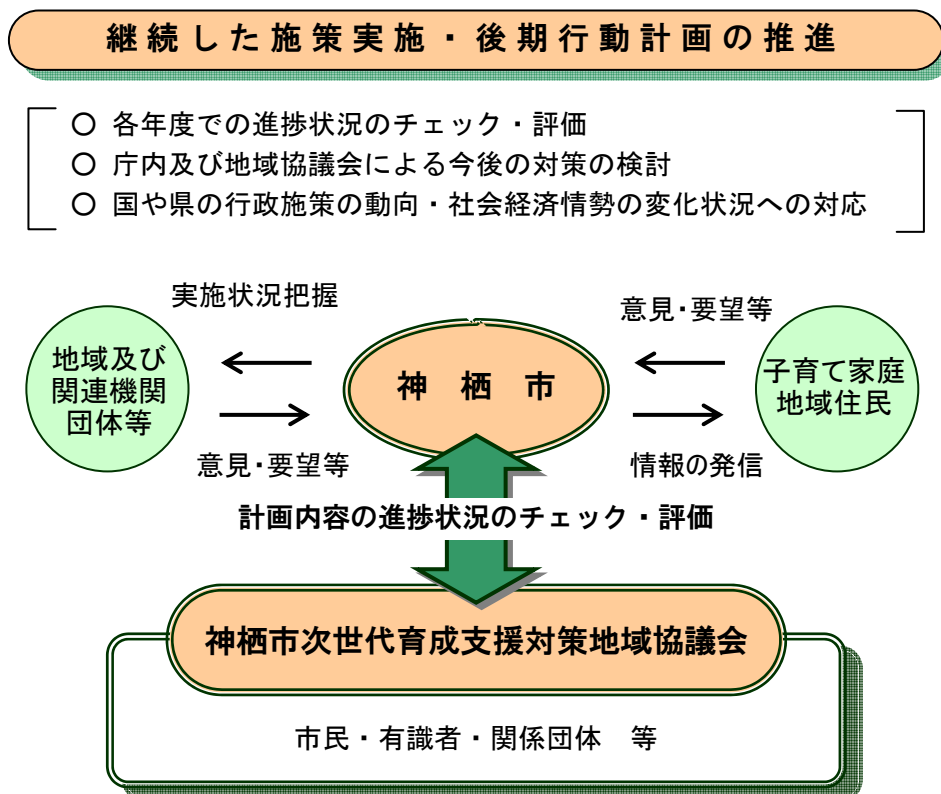
この計画は、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりを社会全体の課題として捉え、家庭や行政だけの責任にとどめることなく、その実現に向けて社会全体で取り組んでいこうとするものです。

この計画に掲げた施策をより有効なものとするためには、行政はもとより、家庭、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担いながら緊密な連携を図っていくことが必要です。

本市においても、広範な分野にまたがる子ども施策について、関係部局間相互の連携・調整のもとで総合的に展開するとともに、地域における関係者、事業者等との協力を図り、効果的に計画を推進します。

また、計画に基づく施策実施状況を年度ごとに把握・点検するとともに、市民、有識者、関係団体等からなる「神栖市次世代育成支援対策地域協議会」を組織し、外部から計画内容の進捗状況のチェックや評価を行い、計画に基づき適切に事業を実施します。

図表 40 計画の推進体制



2 進捗状況の点検・評価の実施について

この計画の実施にあたっては、事業の実施効果によって、地域で“子育てしやすい”と感じる家庭が増えることを指標とし、定期的な進捗状況の点検・評価を行います。

また、より実効性のある施策が展開できるよう、評価結果を「神栖市次世代育成支援対策地域協議会」にて毎年協議し、施策・事業推進策の検討や市・地域での役割を再確認するとともに、地域協議会での意見を次年度以降の事業推進に活用します。

なお評価の実施にあたっては、主要事業を中心に、計画期間における各目標事業量の進捗状況を点検・評価します。

主要事業一覧（各年度点検項目）

施策番号	事業名	担当課	基準値 (平成 21 年度)		目標値 (平成 26 年度)
1-1-1	地域活動組織促進事業 (母親クラブ)	こども課	組織数: 3 団体	→	組織数: 7 団体
1-1-2	ファミリーサポートセンター	こども課	設置場所: 1 場所 (本部: 1 場所、 支部: 1 場所)	→	継続実施
1-1-4	ボランティア組織の支援	市民協働課	子育て支援の登録 団体数: 3 団体	→	継続実施
1-2-2	保育所(園)地域子育て支援 拠点事業	こども課	7 場所	→	11 場所
1-2-3	つどいの広場事業の推進	こども課	3 場所	→	7 場所
1-3-1	児童館等の体験活動	こども課	(平成 20 年度) ボランティア: 923 人 就業体験: 56 人	→	継続実施
1-3-3	放課後子ども教室の推進	文化スポーツ課	8 場所	→	10 場所
2-1-2	子ども会健全育成事業	文化スポーツ課	113 場所	→	継続実施
2-1-11	芸術鑑賞機会及び文化 活動の充実	文化スポーツ課	芸術祭及び 市美術展の開催	→	継続実施
2-2-1	学力向上支援体制の充実	教育指導課	学習指導補助員 小学校: 43 人 学習指導補助教員 中学校: 11 人 TT: 3 人	→	市採用教諭: 6 人 学習指導補助員 小学校: 34 人 学習指導補助教員 中学校: 11 人 TT: 2 人
2-3-6	幼児教育相談 (おはなしひろば)	教育指導課	設置場所: 2 場所 幼児教育相談員: 10 人 (平成 20 年度) 相談件数: 397 件	→	設置場所: 2 場所 幼児教育相談員 10 人
2-5-2	家庭児童相談	健康増進課 こども課	実 施	→	継続実施

第IV部 計画の推進

施策番号	事業名	担当課	基準年度 (平成 21 年度)		目標達成年度 (平成 26 年度)
2-5-3	神栖市要保護児童対策 地域協議会	こども課	代表者会議:1 回 実務担当者会議:1 回 個別ケース検討会議: 随時開催	→	継続実施
2-6-1	教育に関する悩みの相談	文化スポーツ課	相談員: 3 人 実施回数:週 5 日	→	継続実施
3-1-1	母子健康手帳の交付	健康増進課	交付数:1,056 件 22 週以降の届出数: 18 件 飛び込み出産数なし	→	・22 週以降の妊娠 届出数の減少 ・飛び込み出産をなくす
3-1-4	母乳相談	健康増進課	年 10 回開催 50 人	→	継続実施
3-1-5	育児相談	健康増進課	年 10 回開催 200 人	→	継続実施
3-1-7	こんにちは赤ちゃん事業	健康増進課	実施率:95.5% (4~7 月平均) 968 人	→	全戸訪問の実施
3-1-8	訪問指導	健康増進課	636 人	→	継続実施
3-1-9	妊婦一般健康診査の助成	健康増進課	実 施 (全 14 回)	→	受診率:90%以上 (1~14 回)
3-1-10	乳幼児健診の実施	健康増進課	4 か月児健診:95.1% 1 歳 6 か月児健診:89.1% 3 歳児健診:83.6%	→	受診率:100%
3-1-11	乳児委託健康診査	健康増進課	受診率: 1 回目 75.8% 2 回目 67.1%	→	各回の受診率: 90%以上
3-1-12	マタニティーセミナーの開催	健康増進課	年 4 回 57 人	→	継続実施
3-1-13	ニューファミリーセミナーの開催	健康増進課	年 4 回 191 人	→	継続実施
3-1-15	2 歳児歯科健診	健康増進課	年 12 回実施 484 人	→	継続実施
3-3-1	スクールカウンセラー	教育指導課	小学校:1 校 中学校:8 校 相談員:4 人	→	小学校:1 校 中学校:8 校 相談員:8 人
3-4-1	食育事業	健康増進課	食育講演会:109 人 離乳食教室:90 組 (親子)	→	継続実施
4-1-2	家庭教育学級の充実	文化スポーツ課	幼稚園:8 園 小学校:16 校 中学校:8 校	→	継続実施
4-1-5	PTA 活動の支援	教育指導課	幼稚園:8 園 小学校:16 校 中学校:8 校	→	継続実施
4-3-1	通常保育事業の拡充	こども課	21 か所 (定員数:2,255 人)	→	24 か所 (定員数:2,435 人)
4-3-2	延長保育	こども課	18 か所	→	21 か所

施策番号	事業名	担当課	基準年度 (平成 21 年度)		目標達成年度 (平成 26 年度)
4-3-5	一時預かり事業	こども課	17 か所	→	21 か所
4-3-8	病児・病後児保育事業 (施設型)	こども課	5 か所	→	継続実施
4-3-12	乳児保育事業の推進	こども課	19 か所	→	21 か所
4-3-13	保育所(園)の優先入所	こども課	21 か所	→	24 か所
4-3-15	放課後児童健全育成事業	こども課	16 か所	→	継続実施
4-5-1	母子家庭等の親への自立・ 就業支援	こども課	実 施 (母子自立支援員 1 人)	→	継続実施
4-6-8	特別支援教育の充実- 自閉症・情緒障がい 特別支援学級	教育指導課 学務課	小学校: 13 校 29 人配置 中学校: 1 校 1 人配置	→	小学校: 16 校 25 人配置 (現状に応じ配置)
5-2-4	通学路の安全確保	教育指導課 学務課	生徒指導連絡 協議会開催回数 年 2 回	→	継続実施
5-2-8	交通安全教育の実施	防災安全課	延べ実施回数 42 回	→	継続実施
5-3-4	保育所(園)の整備	こども課	実 施	→	24 か所 新設: 3 か所 改築: 2 か所

（ 白 紙 ）

資料編

(白 紙)

資 料 編

1 策定経過

《 時 期 》		《 策 定 経 過 （ 実 施 内 容 ） 》
平成 21 年	1 月	アンケート調査実施
	7 月 28 日	第 1 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) 次世代育成支援行動計画の概要について (2) 神栖市の子育て関連の状況について (3) 次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査結果について
	8 月 4 日	第 1 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) 次世代育成支援行動計画の策定について (2) 神栖市の子育て関連の状況について (3) 次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査結果分析結果について
	10 月 6 日	第 2 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) 計画課題の整理について (2) 施策の展開について
	11 月 19 日	第 2 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) 計画課題の整理について (2) 基本理念、基本方針及び基本目標について (3) 施策の展開について
	12 月 25 日	第 3 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) 施策の展開について (2) 計画の推進について
平成 22 年	1 月 15 日	第 3 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) 施策の展開について (2) 評価の推進について (3) パブリックコメントについて
	20 日	パブリックコメントの実施（～2 月 18 日）
	2 月 24 日	第 4 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 神栖市次世代育成支援地域行動計画（案）について
	3 月 3 日	第 4 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 神栖市次世代育成支援地域行動計画（案）について

2 設置要項

1 神栖市次世代育成支援地域協議会設置要項

平成18年1月20日

告示第6号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に規定する次世代育成支援対策の推進に関し協議するため、神栖市次世代育成支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 神栖市次世代育成支援行動計画の策定に必要な事項について調査又は検討及び協議を行うこと。
- (2) 神栖市次世代育成支援行動計画の推進に必要な事項について調査又は検討及び協議を行うこと。
- (3) 神栖市次世代育成支援行動計画の実施状況に関する評価を行うこと。

(組織)

第3条 協議会は、関係団体の役員、知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する20名以内の委員をもって組織する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選をもって定める。
- 4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議又は委員長及び副委員長が欠けたときは、市長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、児童福祉担当課において行う。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

2 神栖市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に規定する市町村行動計画の策定及び進行管理を行うため、神栖市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 神栖市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定の方針に関すること。
- (2) 行動計画の策定に関する庁内関係各課の調整に関すること。
- (3) その他行動計画の策定及び進行管理について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、福祉事務所長及び別表に掲げる課等の代表者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、福祉事務所長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、こども課長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども課において行う。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課 等
職員課、政策企画課、市民協働課、財政課、社会福祉課、健康増進課、防災安全課、施設管理課、教育総務課、学務課、教育指導課、文化スポーツ課、中央図書館、中央公民館、幼稚園、保育所、こども課

3 委員会名簿

神栖市次世代育成支援地域協議会委員名簿

関 係 機 関 等	氏 名	備 考
神栖市子ども会育成連合会 代表	阿 部 年 英	
神栖市 PTA 連絡協議会 代表	梶 山 光 彦	
私立幼稚園 代表	岩 堀 隆太郎	平泉幼稚園
私立保育園 代表	西 條 健 一	矢田部保育園
企業 代表	伊 藤 雄 二	信越化学工業株式会社
神栖市商工会 代表	三 宅 正 剛	
神栖市地域女性連絡協議会 代表	佐 藤 涼 子	
神栖市連合民生委員児童委員協議会 代表	三 浦 弘 子	主任児童委員
	安 藤 充 恵	主任児童委員
心身障害児(者)親の会愛育会 代表	渡 邊 博 子	
児童館母親クラブ 代表	長谷川 千 晶	平泉児童センター
	田 谷 知 子	軽野児童館
健康福祉常任委員会 代表	◎ 中 村 勇 司	健康福祉常任委員長
子育て支援団体 代表	○ 平 島 幸 子	保育サポーター「ひよこ」
	菅 野 高 子	保育サポート「たんぽぽ」
小・中学校 代表	田 山 憲 司	植松小学校
	谷田川 勇	神栖第四中学校
福祉事務所	田 谷 廣 行	所長

※ ◎ 委員長
○ 副委員長

茨城県 神栖市
神栖市 次世代育成支援地域行動計画
後期計画（平成22～26年度）

平成22年3月 発行

発行：茨城県 神栖市

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991-5

電話：0299-90-1111（代）

FAX：0299-90-1112

ホームページ：http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/

編集：神栖市 健康福祉部 福祉事務所 こども課